第２部　藤沢市の環境の現況と取組

「★　達成指標に対する本年度の状況　★」の表記について

　本年度の状況は「達成」「未達成」「一部未達成」「継続」で記載しました。「達成」「未達成」「一部未達成」は、藤沢市環境基本計画に示される達成指標に対して、本年度に到達できたか否か、又は一部の細項目で到達しなかったという状況を示しています。また「継続」は、同達成指標が複数年度にわたるため、引き続き取組を進めている状況を示しています（「「藤沢市環境基本計画」及び「藤沢市地球温暖化対策実行計画」達成指標に対する状況一覧」は資料編 248-251 ページ参照）。

第２部　藤沢市の環境の現況と取組

≪環境像１≫

Ⅰ　快適な環境が将来にわたって適切に保全されるまち

１　大気の保全

環境目標１－１
環境汚染のない、きれいな空気の中で健康的に暮らせること

★　達成指標に対する本年度の状況　★

指標項目	概要	2020 年度 （改定時）	2021 年度 （参考）	2022 年度	2030 年度 （目標）
大気汚染に係る環境基準の達成	光化学オキシダントが未達成となっており、全国でも 0.2%（2/1,180 局）と極めて低い水準となっています。それ以外の項目については、環境基準を達成しています。	一部未達成※1	一部未達成※1	一部未達成	達成
ベンゼン等の有害大気汚染物質に係る環境基準の達成	平成１９年度以降は環境基準の達成を継続しています。	達成	達成	達成	達成※2
ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準の達成	調査開始以来環境基準については達成を継続しています（令和４年度から隔年調査に変更）。	達成	達成	達成 （参考）	達成※2
微小粒子状物質（PM2.5）に係る環境基準の達成	平成27年度以降は環境基準の達成を継続しています。	達成	達成	達成	達成※2

※1　監視対象５物質のうち「光化学オキシダント」が一般環境大気測定局全４局で未達成。
※2　2020 年度（令和２年度）時点で環境基準を達成しているため、達成状況を維持。

（１）大気の保全状況の監視

①　大気汚染常時監視測定

＜内　容＞

「大気汚染防止法等」に基づき、藤沢市役所、湘南台小学校、御所見小学校及び明治市民センターの一般環境大気測定局と藤沢橋の自動車排出ガス測定局から、テレメータシステムによって大気測定データを収集し、大気の汚染状況を把握しました。

＜効　果＞

令和 4 年度においても常時監視をすることにより、大気汚染の把握ができ、光化学スモッグ注意報に関する発令情報等に備えることができました。また、ホームページに速報値を掲載し、情報を提供することができました。

令和 4 年度の環境基準適合状況については以下のとおりです。

ア　環境基準の評価方法

二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM2.5）については、短期的評価と長期的評価の二つの方法が、二酸化窒素については長期的評価、光化学オキシダントについては、短期的評価が定められています。

大気汚染物質の環境基準

二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm 以下であること。かつ 1 時間値が 0.1 ppm 以下。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10 ppm 以下。かつ 1 時間値の 8 時間平均値が 20 ppm 以下。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m^3 以下。かつ 1 時間値が 0.20 mg/m^3 以下。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm から 0.06 ppm までのゾーン内又はそれ以下。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06 ppm 以下。
微小粒子状物質（PM2.5）	1 年平均値が 15 $\mu g/m^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 $\mu g/m^3$ 以下。

（ア）短期的評価

測定を行った日についての 1 日平均値、8 時間平均値又は各 1 時間値を環境基準と比較して評価します。

（イ）長期的評価

◇　二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質

年間の 1 日平均値のうち、高いほうから 2%の範囲にあるもの（365 日分の測定がある場合は、7 日分の測定値）を除外した後の最高値（年間 2%除外値）を環境基準と比較して評価します。ただし、1 日平均値が環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合は、不適合と評価します。

◇　二酸化窒素

年間の 1 日平均値のうち、低いほうから 98%に相当するもの（年間 98%値）を環境基準と比較して評価します。

◇　微小粒子状物質（PM2.5）

1 年平均値を環境基準と比較して評価します。

イ　適合状況

（ア）二酸化硫黄

一般環境大気測定局全局で環境基準（長期的評価及び短期的評価）に適合しています。

（イ）一酸化炭素

測定している全局で環境基準（長期的評価及び短期的評価）に適合しています。

（ウ）浮遊粒子状物質

測定局全局で環境基準（長期的評価及び短期的評価）に適合しています。

（エ）二酸化窒素

測定局全局で環境基準に適合しています。

（オ）光化学オキシダント

一般環境大気測定局全局で環境基準に適合していません。本市を含む湘南地域では、光化学スモッグ注意報の発令はありませんでした。

（カ）微小粒子状物質（PM2.5）

測定局全局で環境基準（長期的評価及び短期的評価）に適合しています。

令和４年度　大気汚染常時監視結果及び環境基準適合状況

項目	測定局	一般環境大気測定局 藤沢市役所	一般環境大気測定局 湘南台小学校	一般環境大気測定局 御所見小学校	一般環境大気測定局 明治市民センター	自動車排出ガス測定局 藤沢橋
二酸化硫黄	年平均値（ppm）	0.001	0.001	0.001	0.001	
	年間 2%除外値（ppm）	0.002	0.002	0.001	0.002	
	環境基準（長期的評価）	○	○	○	○	
	環境基準（短期的評価）	○	○	○	○	
一酸化炭素	年平均値（ppm）	0.3				0.3
	年間 2%除外値（ppm）	0.5				0.5
	環境基準（長期的評価）	○				○
	環境基準（短期的評価）	○				○
浮遊粒子状物質	年平均値（mg/m³）	0.011	0.013	0.012	0.014	0.013
	年間 2%除外値（mg/m³）	0.022	0.027	0.026	0.030	0.026
	環境基準（長期的評価）	○	○	○	○	○
	環境基準（短期的評価）	○	○	○	○	○
二酸化窒素	年平均値（ppm）	0.010	0.011	0.012	0.010	0.012
	年間 98% 値（ppm）	0.026	0.027	0.027	0.025	0.026
	環境基準	○	○	○	○	○
光化学オキシダント	昼間の 1 時間平均値（ppm）	0.034	0.032	0.030	0.033	
	1 時間値の最高値（ppm）	0.102	0.095	0.095	0.101	
	環境基準（短期的評価）	×	×	×	×	
微小粒子状物質（PM2.5）	年平均値（μg/m³）	7.5	7.1	8.3	8.3	8.7
	1 日平均値の年間 98%値（μg/m³）	15.4	16.3	19.0	17.1	18.3
	環境基準（長期的評価）	○	○	○	○	○
	環境基準（短期的評価）	○	○	○	○	○

備考：この表中○は環境基準（長期的評価･短期的評価）に適合していることを示す。×は環境基準（長期的評価･短期的評価）に適合していないことを示す。昼間とは 5 時から 20 時までの時間帯を指す。

大気汚染常時監視測定結果（一般環境大気測定局）（年平均値）

測定項目 ＼ 測定局名：藤沢市役所 年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
二酸化硫黄(ppm)	0.001	0.001	0.000	0.001	0.001
一酸化炭素(ppm)	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
浮遊粒子状物質(mg/m³)	0.014	0.012	0.011	0.010	0.011
二酸化窒素(ppm)	0.012	0.011	0.011	0.011	0.010
微小粒子状物質（PM2.5）（μg/m³）	12.4	9.8	9.6	8.3	7.5

測定局名 / 年度 / 測定項目	湘南台小学校				
	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
二酸化硫黄(ppm)	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
浮遊粒子状物質(mg/m^3)	0.017	0.015	0.014	0.012	0.013
二酸化窒素(ppm)	0.013	0.012	0.011	0.011	0.011
微小粒子状物質（PM2.5）（μg/m^3）	9.4	8.4	7.7	7.0	7.1

測定局名 / 年度 / 測定項目	御所見小学校				
	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
二酸化硫黄(ppm)	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
浮遊粒子状物質(mg/m^3)	0.018	0.016	0.012	0.011	0.012
二酸化窒素(ppm)	0.014	0.013	0.013	0.013	0.012
微小粒子状物質（PM2.5）（μg/m^3）	10.5	8.4	8.7	8.1	8.3

測定局名 / 年度 / 測定項目	明治市民センター				
	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
二酸化硫黄(ppm)	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
浮遊粒子状物質(mg/m^3)	0.020	0.017	0.016	0.014	0.014
二酸化窒素(ppm)	0.012	0.011	0.011	0.011	0.010
微小粒子状物質（PM2.5）（μg/m^3）	11.1	9.6	9.5	8.5	8.3

光化学スモッグ注意報発令回数　　単位：件

年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
発令回数（湘南地域）	1	1	0	2	0

大気汚染常時監視測定結果（自動車排出ガス測定局）（年平均値）

測定局名 / 年度 / 測定項目	藤沢橋				
	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
一酸化炭素(ppm)	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
浮遊粒子状物質(mg/m^3)	0.019	0.017	0.014	0.012	0.013
二酸化窒素(ppm)	0.015	0.014	0.013	0.013	0.012
微小粒子状物質（PM2.5）(μg/m^3)	12.8	10.4	9.8	8.6	8.7

【 市内大気測定局 】

藤沢橋局（自動車排出ガス測定局）

湘南台小学校局

藤沢市役所局

明治市民センター局

御所見小学校局

藤沢橋局　一酸化炭素計、
浮遊粒子状物質計

明治市民センター局
二酸化硫黄・浮遊粒子状物質計

明治市民センター局
微小粒子状物質(PM2.5)計

②　簡易法による二酸化窒素の環境調査

＜内　容＞

分子拡散法による二酸化窒素の調査を市内22地点で実施しました。

＜効　果＞

令和４年度においても常時監視データとの比較により市内の二酸化窒素濃度を把握しました。前年度と比較し、全ての測定地点で大幅な変化はありませんでした。

令和４年度　二酸化窒素簡易測定結果　　単位：ppm

測定地点	測定値	測定地点	測定値
藤沢市役所	11	辻堂市民センター	13
片瀬市民センター	10	下藤が谷ポンプ場	10
明治市民センター	11	葛田出張所	12
中里市民の家	10	石名坂環境事業所	12
遠藤市民センター	11	湘南大庭市民センター	11
長後市民センター	12	しぶやがはら保育園	11
六会市民センター	11	リサイクルプラザ藤沢	16
辻堂青少年会館	12	善行中学校	10
江の島サムエル・コッキング苑	8	藤沢橋	14
村岡公民館	11	湘南台小学校	11
片瀬中学校	11	御所見小学校	13
		市内22地点の平均	11

③　公害関係分析事業

◇ 大気関係

＜内　容＞

大気中の窒素酸化物等について分析を実施しました。

大気関係分析検体数　　延べ　532検体

＜効　果＞

令和4年度においても分析結果をもとに、大気環境の状況把握ができました。

④　有害大気汚染物質調査

＜内　容＞

アセトアルデヒドやベンゼンをはじめとする有害大気汚染物質について調査を実施しました。

＜効　果＞

令和4年度調査結果においては、環境基準の設定されている4項目（テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、ジクロロメタン）について、3地点全てで環境基準を達成していました。

【有害大気汚染物質　モニタリング調査風景】

また、評価に当たっての指標や事業者による排出努力の指標として、平成15年9月にアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀、ニッケル化合物の4項目、平成18年12月にクロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエンの3項目、平成22年10月にヒ素及び無機ヒ素化合物の項目、平成26年4月にマンガン及び無機マンガン化合物の項目、令和2年8月に塩化メチル、アセトアルデヒドの2項目が有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための数値（指針値）として定められました。指針値に係わる項目についても、全て指針値を達成していました。

令和４年度　有害大気汚染物質モニタリング調査結果　年平均値

単位：μg/m³　ﾆｯｹﾙ化合物～ﾍﾞﾝｿﾞ[a]ﾋﾟﾚﾝは ng/m³

測定地点 測定項目	藤沢市役所 （一般環境）	御所見小学校 （一般環境）	藤沢橋 （沿道）	環境基準 （年平均値）
アクリロニトリル	0.034	0.080	－	2（指針値）
塩化ビニルモノマー	0.028	0.039	－	10（指針値）
塩化メチル	1.2	1.2	－	－
クロロホルム	0.19	0.20	－	18（指針値）
1，2－ジクロロエタン	0.10	0.12	－	1.6（指針値）
ジクロロメタン	1.9	1.5	－	150以下
テトラクロロエチレン	0.077	0.11	－	200以下
トリクロロエチレン	0.33	0.46	－	130以下
1，3－ブタジエン	0.054	0.11	0.084	2.5（指針値）
ベンゼン	0.70	1.3	0.98	3以下
トルエン	4.2	5.2	7.8	－
アセトアルデヒド	2.4	3.8	2.5	－
ホルムアルデヒド	2.7	2.8	2.6	－
ニッケル化合物	2.1	3.8	－	25（指針値）
ヒ素及びその化合物	0.65	0.52	－	6（指針値）
ベリリウム及びその化合物	0.012	0.019	－	－
マンガン及びその化合物	20	33	－	140（指針値）
クロム及びその化合物	3.8	8.8	－	－
水銀及びその化合物	1.9	2.1	－	40（指針値）
ベンゾ[a]ピレン	0.19	0.45	0.22	－
酸化エチレン	0.066	0.061	－	0.092（指針値）

備考：平均値の算出に当たっては、検出下限値未満の値は検出下限値の1/2として計算。

⑤　ダイオキシン類環境調査結果

＜内　容＞

市内におけるダイオキシン類の大気環境調査については、神奈川県の測定計画において隔年調査となったため、令和4年度については実施していません。

ダイオキシン類環境調査結果（大気）　経年変化

単位：pg-TEQ/m³

調査地点 ＼ 年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	環境基準（基準値）
調査地点	年平均値					
藤沢市役所	0.011	0.013	0.012	0.031	―	0.6
御所見小学校（県調査）	0.021	0.023	0.024	0.019	―	

⑥　本市施設における排出ガス（ダイオキシン類）調査

＜内　容＞

ダイオキシン類の主な発生源として、廃棄物焼却施設が挙げられます。「ダイオキシン類対策特別措置法」などに基づき、令和4年度の焼却施設のダイオキシン類の調査結果は下表のとおりです。

＜効　果＞

ごみ焼却施設の排出ガス、敷地内の大気の調査結果は、各基準値を下回っています（排出ガスの詳細については、143ページ参照）。

ごみ焼却施設敷地内の大気の調査結果　　単位：pg-TEQ/m³

	環境基準（基準値）	測定結果	採取年月
石名坂環境事業所（工場棟屋上）	0.6	0.015	令和4年10～11月
北部環境事業所（放流槽横）		0.0078	令和4年6月

※　毒性等量(TEQ)は、検出下限値以上の数値はそのままの値を用い、検出下限値未満の数値は検出下限値の2分の1の値を用いる。

（2）固定発生源への対策

①　公害関係法令に基づく管理

ア　「大気汚染防止法」

「地方自治法」第153条第2項の規定に基づく「市町村長への事務委任規則」（昭和55年神奈川県規則第118号）により、「大気汚染防止法」に関する事務の委任を受けました。その後、平成6年4月1日に「大気汚染防止法」の第31条に基づいて、事務委任されるようになりました。

本法に基づくばい煙発生施設設置工場・事業場数は113事業場、揮発性有機化合物排出施設設置工場・事業場数は2事業場、一般粉じん発生施設設置工場・事業場数は4事業場、水銀排出施設設置工場・事業場数は3事業場となっています（特定粉じん発生施設はありません）。令和4年度に受理した届出数は51件で、内訳は以下のとおりです。

令和４年度　「大気汚染防止法」　届出件数　　単位：件

届出状況		件数
6条	ばい煙発生施設の設置	4
8条	ばい煙発生施設の変更	0
10条	6条に係る期間短縮	4
	8条に係る期間短縮	0
11条	氏名等変更	12
	ばい煙発生施設の廃止	1
12条	承継	0
17条の13	氏名等変更（揮発性有機化合物排出施設）	1
18条の13	氏名等変更（一般粉じん発生施設）	1
18条の17	特定粉じん排出等作業の実施	12
27条	「大気汚染防止法」に基づく通知（「電気事業法」）	16
計		51
ばい煙発生施設設置工場・事業場		113
揮発性有機化合物排出施設設置工場・事業場数		2
一般粉じん発生施設設置工場・事業場数		4
水銀排出施設設置工場・事業場数		3

※　特定粉じん発生施設はなし。

イ　特定工場における公害防止組織の整備に関する法律

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」は、特定工場において公害防止統括者や公害防止管理者を選任することにより、特定工場における公害防止組織の整備を図り、もって公害の防止をすることを目的としています。本市には、この法律に関する事務においても、「地方自治法」第153条第2項に基づく「市町村長への事務委任規則」（昭和55年神奈川県規則第118号）により、大気関係に関する全ての特定工場の届出の事務が委任されています。本法に基づく特定工場数は34事業場となっています。令和4年度に受理した届出数は8件で、内訳は以下のとおりです。

令和４年度「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」届出件数

単位：件

届出状況	件数
公害防止統括者	5
大気関係公害防止管理者	1
水質関係公害防止管理者	2
騒音・振動関係公害防止管理者	0
粉じん関係公害防止管理者	0
計	8
特定工場数	34

②　工場・事業場の立入調査

＜内　容＞

工場・事業場に立入調査を実施し、ばい煙測定結果等の関係書類の検査及びばい煙発生施設の稼働状況等の調査・指導等を行いました。

＜効　果＞

令和4年度の立入調査結果では、違反工場・事業場はありませんでしたが、引き続き施設の良好

な維持管理を実施するよう指導を行いました。

③ 公害苦情相談

令和 4 年度の苦情受付総件数は 268 件で、苦情の種類別では建設作業などの騒音に関する苦情が 112 件（42%）と最も多く、次いで野焼きなどの大気に関する苦情が 99 件（37%）、飲食店からのにおいなど悪臭に関する苦情が 29 件（11%）となっています。

年度別苦情受付件数　　単位：件

年度 / 種類	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
大気汚染	97	116	145	123	99
水質汚濁	0	2	1	1	2
土壌汚染	0	5	6	1	0
騒音	66	106	119	134	112
振動	8	14	13	23	20
地盤沈下	0	0	0	0	0
悪臭	18	17	31	29	29
その他	1	2	3	7	6
合計	190	262	318	318	268

④ 野焼き行為の防止

野焼き（屋外における焼却）行為は、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」で禁止されています。家庭から出る落ち葉や紙などのごみは、庭先での野焼きや簡易焼却炉を使用した焼却をやめ、正しく分別してごみ収集に出すように、ホームページなどで呼びかけています。

法令に適さない焼却炉での焼却行為や野焼きは、環境汚染につながるという見方が一般的に定着し、行為者も行政指導に一定の理解を示すようになりました。

法律違反となる野焼き行為には厳しく対処するなど、今後も野焼き行為の防止に努めます。

【野焼き行為の防止を呼び掛けるチラシ】

⑤　化学物質の大気環境調査

＜内　容＞

市内における化学物質の大気の環境調査を行いました。

＜効　果＞

令和４年度において、藤沢市役所で調査を実施した結果は、以下のとおりです。

市で調査した物質については、全国調査の検出範囲内でした。

令和４年度　化学物質の大気環境調査結果

単位：ng/m3

調査物質	調査結果	全国調査検出範囲
o-キシレン	240	330～9,500
m, p-キシレン	640	550～35,000
スチレン	50	ND～4,500
エチルベンゼン	820	89～10,000
p-ジクロロベンゼン	430	120～17,000
フタル酸ジエチル	6.4	ND～18
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	31	ND～360
フタル酸ブチルベンジル	0.4	ND～5.5
フタル酸ジブチル	82	ND～160
フタル酸ジシクロヘキシル	0.02	ND～4.9
フタル酸ジペンチル	0.05	ND～1.5
フタル酸ジプロピル	0.02	ND～2.0
アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル	0.85	ND～21

※　年平均値（キシレン、スチレン、エチルベンゼン、p-ジクロロベンゼンは年４回測定）。それ以外は年１回の測定値。

ND　：検出下限値未満の値

備考：各々の化学物質の全国調査検出範囲の出典元については、次のとおり。
環境省「化学物質環境実態調査（H10、H11、H24)」

⑥　アスベスト調査

＜内　容＞

アスベストについて調査を実施しました。

＜効　果＞

令和 4 年度調査結果においては、アスベストについて、幹線道路沿い 1 地点、工業地域 1 地点、住宅地域 1 地点及びバックグラウンドとして江の島サムエル・コッキング苑を選定し調査した結果、全ての地点でアスベストの繊維数濃度は 1 本／L 以下でした。

アスベスト環境調査結果（年１回３日間測定）　単位：本／L

地域区分	測定地点	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
幹線道路沿線	藤沢橋自動車排出ガス測定局	0.12	0.12	0.056	＜0.056	0.056
商工業地域	市立桐原公園	0.24	0.070	0.088	＜0.056	＜0.056
住宅地域	市立湘南台小学校	0.36	0.056	0.070	＜0.056	＜0.056
離島地域	江の島サムエル・コッキング苑	0.16	0.081	0.056	0.056	0.070

※　WHO 環境保健クライテリア（EHC 53）：「都市における大気中の石綿（アスベスト）濃度は、一般に 1 本以下～10 本/L であり、それを上回る場合もある。」「一般環境においては、一般住民への石綿曝露による中皮腫及び肺がんのリスクは、検出できないほど低い。すなわち、実質的には、石綿のリスクはない。」

⑦　アスベスト発生施設への指導

「大気汚染防止法」では、一定規模以上の解綿用機械等石綿（アスベスト）を発生する施設について、届出の義務や敷地境界線における大気中の許容限度が設定されています。また、この法律では、

吹付け石綿等が使用されている建築物等を解体又は改修を行う場合、事前の届出を義務付けるとともに、作業場内を負圧に保つなどの作業基準が設定されています。

アスベストによる健康被害防止に向けて、関係法令の遵守について指導徹底を図るとともに、使用実態などの把握に努めています。

⑧　市内中小企業の設備導入支援

藤沢市中小企業融資制度の中で、市内中小企業が設備導入をする際、低利な設備導入特別資金の融資を受けられる制度を設けています。

さらに、この資金の利用者の負担を軽減するため、金融機関に支払った利子の一部を補助する制度を設けています。補助内容としては、補助率が年 0.5%以内（上限金額 20 万円）で、補助期間が 2 年間です。

（３）移動発生源への対策

①　自動車対策

ア　アイドリング・ストップ等の推進

「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」では、自動車の運転者に駐車時のアイドリング・ストップが義務付けられており、事業者や駐車場の管理者に対してもアイドリング・ストップの実施についての周知が義務付けられています。

本市では web サイトや広報等による啓発や、店舗等への駐車場設置の際にアイドリング・ストップの周知について指導をしています。

イ　次世代自動車の導入

事業者としての立場から「藤沢市環境基本計画」及び「藤沢市環境保全職員率先実行計画」に基づき、自動車排出ガスによる大気汚染防止対策等として、次世代自動車の導入等に努めています（詳細は 210 ページ）。

ウ　自動車交通量削減の啓発

地球温暖化対策として、温室効果ガス排出量の少ない移動手段の利用を促進するため、ノーカーデーの実施など、自動車交通量削減を図る必要があります。本市では「ふじさわエコライフ通信」や web サイトにより、公共交通機関の利用について啓発を行っています。

②　公共交通機関の強化

公共交通機関は、自動車排出ガスによる大気汚染防止対策や超高齢社会への対応の観点から強化を図る必要があります。その基本として、自家用車に頼らずに移動できるよう公共交通機関の充実及び利用促進を図っていきます。そのため、関係機関と協議する中で、次のような取組を進めています。

ア　路線バス優先レーンの設置

湘南ライフタウンは鉄道系の交通機関が未整備の地域であり、辻堂駅への車による送迎が多く、駅周辺の道路混雑を助長し、その結果、バスの定時性・速達性が低下しています。

この対策として、午前 7:00～8:30 の間、延長約 4 km（羽鳥交番前～湘南ライフタウン北端）のバス優先レーンを指定しています。

【路線バス優先レーン】

イ　ＰＴＰＳ（公共車両優先システム Public Transportation Priority Systems）の導入

バスの定時性の確保とバス利用者の利便性の向上を図るため、路線バスが優先的に通行できるよう信号制御する PTPS を、警察、バス事業者との連携のもと、平成 11 年度に湘南ライフタウンと辻堂駅北口を結ぶ辻堂駅遠藤線（約 5.3 km）、平成 13 年度に湘南台駅西口と慶応大学を結ぶ高倉遠藤線（約 3.9 km）及び湘南台駅西口と湘南ライフタウンを結ぶ亀井野二本松線等（約 4.4 km）に導入しました。バスの旅行時間の短縮などに寄与しています。

【整備項目】

光学式車両感知器	19 基
集中制御交通信号機	49 基
バス車載機	88 基

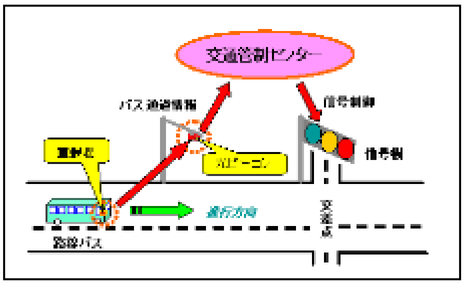

【ＰＴＰＳ（公共車両優先システム）のイメージ】

ウ　住宅地での地域提案型バスの運行

道路幅員が狭く、特に起伏の激しい地域の住宅地などでは、自家用車の利用が多いのが実状です。この対策として、地域住民、バス事業者、本市の 3 者が連携してバスルート、バス停留所、運行可能なバスの大きさ等について協議を行い、平成 9 年度から地域提案型バス路線の運行、拡充に取り組んでいます。

現在では 14 路線で地域提案型バスの運行を実施しています。

【地域提案型バス】

エ　バスロケーションシステムの導入

バスの利便性の向上を図るため、バスを利用する市民等にバスの現在位置、到着予想時刻、時刻表等の情報を提供するバス運行システム（バスロケーションシステム）の導入を平成 17 年から行っています。平成 28 年度までに、藤沢市内の神奈川中央交通、江ノ電バス、京浜急行バスが運行するバスに導入しました。

このシステムを導入することにより、市民の円滑な移動が可能となり、自家用車から公共交通への利用転換が期待されます。

【バスロケーションシステム　イメージ図】

◇　市内導入路線

神奈川中央交通、江ノ電バス、京浜急行バスが営業する藤沢市内並びに藤沢市内と他市を連絡する全路線

オ　ノンステップ連節バスの導入

新たな基幹的公共交通として、平成 17 年 3 月湘南台駅西口～慶応大学間に、平成 30 年 5 月辻堂駅北口～慶応大学間に、ノンステップ連節バスを導入しました。この路線にすでに導入されている PTPS を活用することにより、中量輸送の実現と、定時性、速達性の改善が同時に図られます。

【ノンステップ連節バス】

③　自転車利用の促進

自動車交通量を削減し、NOx、CO_2 等を削減することで、大気汚染などの改善を図っていくため、自転車利用を促進します。

ア　サイクルアンドバスライド駐輪場の設置

バスの利用を促進して、まちなかへの自動車の流入を抑制していくため、公共交通を自転車と上手に組み合わせて利用するシステム、サイクルアンドバスライドの導入を進めています。

市内 4 ヵ所にバス利用者のためのサイクルアンドバスライド駐輪場を設置しています（詳細は 208 ページ）。

イ　自転車等駐車場の整備

利用者が安心して自転車を利用できるよう、また、駐車を秩序あるものとするため、自転車等駐車場の整備を進めています。

○市営自転車等駐車場（無料）	5ヵ所	237台
○市営自転車等駐車場（有料）	26ヵ所	13,679台
○民間自転車等駐車場 （本市補助制度適用施設等）	14ヵ所	6,727台

ウ　自転車走行空間の整備

自転車と歩行者が互いに安全で快適に通行できる環境を目指し、自転車走行空間の整備を進めています。

令和4年度は、「鉄道駅周辺の自転車走行空間整備計画書（藤沢駅）」に基づく藤沢駅周辺ネットワーク路線及び将来的なネットワーク路線において、路面標示（自転車ピクトグラム・矢羽根等）や自転車専用通行帯による自転車走行空間の整備を実施しています。

【藤沢駅周辺の自転車走行空間整備計画図】

④　道路整備等

ア　道路・交差点の整備

大気汚染の原因の1つとなっている道路交通渋滞の緩和を図るため、国道・県道の新設改良の事業促進、市道の整備や交差点改良を進めています。

〈国道〉	〈県道〉	〈市道〉
・（都）横浜湘南道路	・（都）横浜藤沢線	・（都）藤沢石川線（本町工区）
	・（都）藤沢厚木線	・（都）善行長後線（六会工区）
	・県道湘南台大神	

※（都）とは藤沢都市計画道路のことです。

イ　国・県等広域的取組

広域的な道路ネットワークの整備促進に関する取組は、自動車交通の円滑化にも寄与することから、「首都圏中央連絡道路建設促進期成同盟会」などを通じて国や関係機関への働きかけを行っています。

２　土壌・地下水の保全

環境目標１－２
環境汚染のない、きれいな土や地下水が確保されていること

★　達成指標に対する本年度の状況　★

指標項目	概要	2020 年度（改定時）	2021 年度（参考）	2022 年度	2030 年度（目標）
土壌の汚染に係る環境基準の達成	「土壌汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域の指定区域４ヵ所を指導中です。	一部未達成※1	一部未達成※2	一部未達成	達成
ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準の達成	市内１ヵ所及びダイオキシン類管理対象地における土壌調査において、環境基準を達成しています。	達成	達成	達成	達成※3
地下水の水質汚濁に係る環境基準の達成	継続調査地点３地点のうち本藤沢のテトラクロロエチレン、遠藤の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素で未達成。新たにメッシュ調査地点の羽鳥で 1,2-ジクロロエチレンが未達成。	一部未達成※4	一部未達成※5	一部未達成	達成

※1　３ヵ所で「土壌汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域の指定及び 16 ヵ所の事業所においてテトラクロロエチレンなどの土壌汚染浄化対策を実施中。
※2　４ヵ所で「土壌汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域の指定及び 15 ヵ所の事業所において浄化対策を実施中。
※3　2020 年度（令和２年度）時点で環境基準を達成しているため、達成状況を維持。
※4　継続調査地点４地点のうち本藤沢のテトラクロロエチレン、遠藤及び亀井野の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素で未達成。
※5　継続調査地点３地点のうち本藤沢のテトラクロロエチレン、遠藤の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素で未達成。

（１）土壌・地下水の保全状況の監視と対策

① 公害関係法令に基づく管理

ア 「水質汚濁防止法」

「水質汚濁防止法」は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出を規制すること等によって公共用水域の水質の汚濁の防止を図り、国民の健康を保護することとともに、生活環境を保全すること等を目的としています。この法律に関する各種の届出の受理等の事務は、同法第28条に基づき昭和49 年から本市に委任されています。

本法に基づく届出対象事業場数（特定施設、有害物質貯蔵指定施設を有する事業場）は218 事業場で、令和4年度に受理した届出数は165 件でした。内訳は以下のとおりです。

令和４年度 「水質汚濁防止法」 届出件数　　単位：件

届 出 状 況		件数
5条	特定施設の設置	32
5条3項	特定有害物質使用特定施設及び 特定有害物質貯蔵指定施設の設置	3
6条	特定施設の使用	0
7条	特定施設の構造等の変更	29
9条	5条に係る期間短縮	28
	7条に係る期間短縮	23
10条	氏名の変更	21
	特定施設の廃止	22
11条	承継	7
計		165
特定事業場数		218
有害物質貯蔵指定事業場数※		(10)

※ 有害物質貯蔵指定事業場とは、「特定施設及び有害物質貯蔵指定施設」を設置する事業場又は「有害物質貯蔵施設」のみを設置する事業場。（ ）の数字は、「特定施設及び有害物質貯蔵指定施設」を設置する事業場で特定事業場数に含まれる。

イ 「土壌汚染対策法」

「土壌汚染対策法」は、土壌中の有害物質による汚染状況の把握やそれらによる健康被害の防止の措置を定めることによって、土壌汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的としています。調査報告受理等の事務は、本市に委任されています。

令和4年度に受理した届出数は28 件で、その内訳は次のとおりです。また令和5年3月31 日現在、形質変更時要届出区域として4件指定しています。

令和４年度　「土壌汚染対策法」　届出件数　　単位：件

届出状況		件数
3 条	土壌汚染状況調査結果報告書	0
	第3条第1項ただし書の確認申請書	6
3 条 7 項	一定の規模以上の土地の形質変更	1
3 条 8 項	土壌汚染状況調査報告書	1
4 条	一定の規模以上の土地の形質変更	12
4 条 2 項	土壌汚染状況調査報告書	3
4 条 3 項	土壌汚染状況調査報告書	0
12 条	形質変更時要届出区域内における形質変更	3
14 条	指定の申請書	0
16 条 1 項	汚染土壌の区域外搬出届	2
規則 16 条 5 項	承継届	0
計		28

②　事業場への規制・指導

「水質汚濁防止法」に基づく届出対象事業場数（特定施設、有害物質貯蔵指定施設を有する事業場数）は、218 事業場です（うち特定事業場数は 207、 有害物質使用特定事業場数は 11、有害物質貯蔵指定事業場数は 10（全て特定事業場にも該当）、令和 5 年 3 月 31 日現在）。特定事業場数のうち日平均排水量 50 m^3 以上の事業場は、22 事業場です。また、カドミウム・鉛等の有害物質を使用している事業場は、40 事業場です。

代表特定施設別に事業場をみると、①車両洗浄施設、②洗たく業の用に供する洗浄施設、を設置する事業場が多く 86 事業場と全体の約 40%を占めています。

これらの規制対象事業場を中心に、法律又は条例に基づく排水基準の遵守状況の確認、廃水処理施設の維持管理の指導及び公害防止に係る啓発等を目的として、年間パトロール計画を作成し、立入調査を行っています。

特に、有害物質使用事業場については、重点的に立入調査を実施しています。令和 4 年度の立入件数は延べ 119 事業場で、うち 44 事業場について採水し分析を行いました。

その結果、違反した事業場は 3 件でした。これらの事業場に対しては、文書による指導を行いました。

令和４年度　事業場指導状況　延べ件数　　　　単位：件

<table>
<tr><th>区分</th><th colspan="4">「水質汚濁防止法」及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」</th></tr>
<tr><td>水質立入事業場</td><td colspan="4">119</td></tr>
<tr><td>採水事業場</td><td colspan="4">44</td></tr>
<tr><td>違反事業場</td><td colspan="4">3</td></tr>
<tr><td rowspan="4">行政指導事業場</td><td rowspan="4">6</td><td rowspan="4">内訳</td><td>口頭指示</td><td>3</td></tr>
<tr><td>文書指示</td><td>0</td></tr>
<tr><td>文書勧告</td><td>3</td></tr>
<tr><td>改善命令</td><td>0</td></tr>
</table>

③　有機塩素系化合物地下水調査

＜内　容＞

トリクロロエチレン等の有機塩素系化合物による地下水汚染について汚染井戸及び周辺井戸の状況を監視しました。

＜効　果＞

汚染井戸及び周辺井戸について継続調査を行いましたが、汚染範囲の拡大等の変化は、見られませんでした。今後も調査を継続していきます。

④　「水質汚濁防止法」第16条に基づく地下水質調査及び地下水・土壌汚染対策

＜内　容＞

土壌汚染対策については、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づき事業場に対し、特定有害物質の適正な使用及び管理を指導しました。また、事業場の閉鎖や土地の区画形質変更時の土壌汚染状況調査の実施を、同条例及び「土壌汚染対策法」に基づき指導しました。地下水調査では、神奈川県地下水質測定計画に基づき15地点を調査しました。

＜効　果＞

令和4年度までの土壌汚染状況調査の結果、現在、4ヵ所で「土壌汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域の指定及び 15 ヵ所の事業所においてテトラクロロエチレンなどの土壌汚染浄化対策を実施していますが、飛散防止及び土壌の浄化等適正な管理を指導したため、周辺への影響はありませんでした。

また、地下水質調査では、市内を 2 km メッシュで区切って調査するメッシュ調査を 4 地点で実施しましたが 1 地点で 1,2－ジクロロエチレンが環境基準を超過しました。ほかの 3 地点では環境基準を上回る地点はありませんでした。また、毎年継続して水質の経年変化を調査する定点調査地点の 8 地点では、環境基準を上回る地点はありませんでした。

前年度までに汚染が確認され継続監視している継続調査地点では、3 地点のうちテトラクロロエチレンが 1 地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が 1 地点で環境基準を超過していました。

地下水汚染の原因特定は大変困難ですが、テトラクロロエチレンについては、過去に工場などで金属の脱脂剤として使用されていた影響であり、1,2－ジクロロエチレンについては、テトラクロロエチレン等の土壌中での分解生成物、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、畑地での施肥や生活排水などの影響と考えられます。

環境基準を超過した井戸については、今後も継続した調査を実施します。

新たに環境基準を超過した井戸が判明し、飲用水として利用している場合には、本市保健所にも井戸の使用についての指導を依頼します。

【地下水汚染のしくみ】

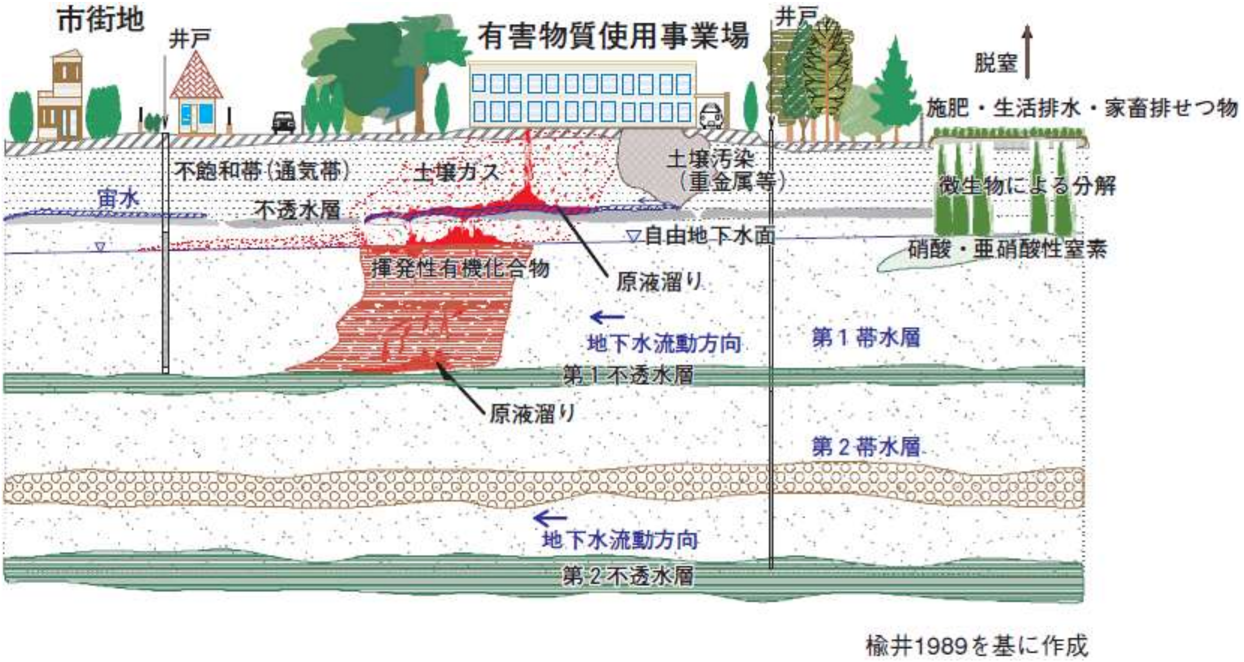

（出典）環境省環境管理局水環境部編『地下水をきれいにするために』

⑤　ダイオキシン類環境調査結果（土壌・地下水）

＜内　容＞

市内におけるダイオキシン類の環境調査をしました。

＜効　果＞

令和４年度においては、市内１ヵ所で土壌調査及び市内２ヵ所で地下水の調査を実施しました。調査結果については、以下のとおりです。その結果、土壌及び地下水について、全ての地点で環境基準を達成しています。その他、ダイオキシン類管理対象地で行われた土壌調査においても、基準を超過する地点はありませんでした。

令和４年度　ダイオキシン類環境調査結果（土壌・地下水）

単位：土壌 pg-TEQ/g、地下水 pg-TEQ/l

調査地点	土壌	地下水
葛　　原	13	0.045
用　　田	―	0.045
環境基準 （基準値）	1,000	1

ダイオキシン類環境調査結果（土壌）　経年変化

単位：pg-TEQ/g

年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	環境基準（基準値）
用　田	14	11	12	15	13	1,000

ダイオキシン類環境調査結果（地下水）　経年変化

単位：pg-TEQ/l

年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	環境基準（基準値）
葛　原	0.030	0.032	0.043	0.045	0.045	1
用　田	0.030	0.037	0.044	0.047	0.045	

⑥　地盤沈下対策

地盤沈下は、地下水の過剰な採取に伴う地下水位の低下により、粘土層が圧密されることによって生ずると言われています。神奈川県における対策としては、「工業用水法」と「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」の規制があります。本市は、規制地域に指定されていませんが、県条例で「規制地域の周辺地域」に位置づけられ、昭和52年から市内に水準基標を設置し、水準測量を実施しています。

＜内　容＞

地盤沈下量等の把握のため、56ヵ所の水準点（本市設置分50ヵ所）の延長60 kmの精密水準測量を実施しています。平成21年度から隔年で実施しています。

＜効　果＞

令和4年度は、精密水準測量を実施していません（隔年実施）。

⑦　不法投棄に関する対策

不法投棄は、周辺の土壌や地下水を汚染する恐れがあります。不法投棄は犯罪であり、安全で安心な市民生活の良好な生活環境を維持するため、警察との連携を強化し、投棄者に対し、引続き適切に対応してまいります。悪質な投棄者に対しては厳しく対処するなど、今後も不法投棄防止に努めます。

警察に報告した不法投棄の件数　　単位：件

年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
件数	11	8	9	6	6

３　河川・海の保全

環境目標１－３
環境汚染のない、きれいな川や海が確保されていること

★　達成指標に対する本年度の状況　★

指標項目	概要	2020 年度 （改定時）	2021 年度 （参考）	2022 年度	2030 年度 （目標）
水質汚濁に係る環境基準の達成	神奈川県の測定計画に基づく水質調査では、全ての地点で環境基準を達成しています。本市独自の水質調査では、蓼川、小出川及び打戻川の生物化学的酸素要求量、小出川の浮遊物質量で環境基準を未達成となっています。	一部未達成※1	一部未達成※2	一部未達成	達成
ダイオキシン類による水質の汚濁、底質の汚染に係る環境基準の達成	ダイオキシン類については環境基準を達成しており、事業場等からの新たな汚染は無いと考えられます。今後も県の計画に準じて調査を継続し、汚染状況を監視します。	達成	達成	達成	達成※3

※1　海域の「江の島西」「辻堂沖」の DO、河川 11 地点のうち「蓼川」「小出川」「打戻川」の BOD で未達成。
※2　公共用水域水質調査（河川）６地点のうち「大道橋」、市計画河川 11 地点のうち「蓼川」「小出川」「打戻川」の BOD で未達成。
※3　2020 年度（令和２年度）時点で環境基準を達成しているため、達成状況を維持。

本市を流れる引地川、境川、目久尻川、小出川は、豊かな自然を残しており、水と緑の骨格となっています。田園地帯を流れ、豊かな自然環境の残る小出川支流、打戻川では浸水被害解消のための改修と併せて、周辺の環境や景観に配慮した多自然型護岸での整備をしています。

平成 9 年度の「河川法」改正により、河川は単に治水・利水の機能を持つ施設だけでなく、多様な自然環境や水辺空間が潤いのある生活環境の舞台としての役割を期待されるようになってきています。

藤沢市都市マスタープランでは、河川について「引地川、境川、目久尻川、小出川等の水辺、川沿いの自然地は、多様な生物生息空間として、また湘南の風を市街地へ運ぶみちとして保全に努めます。また、市民の身近なレクリエーションゾーンとして、みどり豊かな憩い空間の形成を図ります。」とされており、今後の河川改修では、水質・生態系の保全、水とみどりの景観、河川空間のアメニティといった市民の要望に応えていくよう努めます。

【一級河川　小出川】

（１）河川・海の保全状況の監視

事業場からの産業排水及び家庭からの生活排水に含まれる汚濁物質の量が、河川や海など公共用水域の自然浄化力の限界を超えると、魚類等の水生生物、農業、水産業に被害を生じさせます。

本市では、これらの対策として、事業場の立入検査を行い、排水等の監視指導を行うとともに、河川や海の汚濁状況を把握するため、神奈川県の測定計画に基づく常時監視や、本市独自の計画で監視を行っています。

①　測定計画（「水質汚濁防止法」第 16 条）に基づく公共用水域の水質調査

＜内　容＞

境川水系 3 地点、引地川水系 3 地点、海域 2 地点について調査を実施しました。

◇河川 6 地点　年 24 回（月 1 回測定（1 日 2 回採水））

境川水系	境川橋、大道橋、川名橋
引地川水系	富士見橋、石川橋、下土棚大橋

◇海域 2 地点　年 12 回（月 1 回測定）

相模湾	江の島西、辻堂沖

＜効　果＞

令和 4 年度においても河川・海域の定期的な調査により水質状況の把握ができました。その結果は、以下のとおりです。

生活環境の保全に関する環境基準については、全ての地点で環境基準を達成しました。

令和４年度　公共用水域水質測定結果（河川）　年平均値

水系	引地川水系			境川水系			環境基準（基準値）	
採水地点	富士見橋	石川橋	下士棚大橋	境川橋	大道橋	川名橋		
項目(記号)	C類型(引地川)	C類型(引地川)	C類型(引地川)	C類型(境川)	D類型(境川)	C類型(柏尾川)	C類型	D類型
水素イオン濃度 pH	7.7	7.7	7.6	7.5	7.5	7.6	6.5以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下
溶存酸素量 DO(mg/L)	7.7	7.7	7.6	6.9	7.1	7.2	5以上	2以上
生物化学的酸素要求量 BOD※1(mg/L) 〈75%水質値※2〉	2.1 <2.5>	2.5 <3.2>	3.4 <4.0>	2.4 <2.5>	4.8 <5.6>	2.1 <2.3>	5以下	8以下
化学的酸素要求量 COD※3(mg/L)	4.3	3.9	4.0	5.1	5.5	6.2	－	－
浮遊物質量 SS（mg/L）	9	5	8	5	4	5	50以下	100以下

※1　生物化学的酸素要求量（BOD）: 水中の有機物が、暗所・20℃で5日間に、微生物によって分解（酸化）される時に必要とされる酸素の量で、この数値が大きい程汚濁が進んでいることを示す。

※2　＜75%水質値＞とは、年間の日平均値の全データ（n）を小さいものから並べ、0.75×n番目の値で、BOD、CODの環境基準達成の評価に用いる。

※3　化学的酸素要求量（COD）: 水中の被酸化性物質（主に有機物）の量を酸化剤の消費量により測定するもので、酸化剤の消費量が大きい程汚濁が進んでいることを示す。なお、CODは、湖沼、海域には環境基準（基準値）が定められているが、河川には定められていない。

生物化学的酸素要求量（BOD）からみた経年変化　年平均値　　単位：mg/L

水系	引地川水系			境川水系		
採水地点	富士見橋	石川橋	下士棚大橋	境川橋	大道橋	川名橋
年度	(引地川)	(引地川)	(引地川)	(境川)	(境川)	(柏尾川)
平成30年	2.1	2.4	2.9	2.9	5.5	2.1
令和元年	2.7	2.8	3.7	2.6	5.4	2.2
令和2年	2.7	3.0	3.7	3.2	7.8	2.5
令和3年	2.3	2.9	4.5	3.0	7.5	2.1
令和4年	2.1	2.5	3.4	2.4	4.8	2.1

令和４年度　公共用水域水質測定結果（海域）　年平均値

項目(記号) ＼ 採水地点 ＼ 水域	相模湾		環境基準（基準値）【A 類】
	江の島西	辻堂沖	
水素イオン濃度　pH	8.1	8.2	7.8 以上 8.3 以下
溶存酸素量 DO（mg/L）	8.1	8.2	7.5 以上
化学的酸素要求量 COD（mg/L）〈75％水質値〉	1.6 <1.8>	1.3 <1.5>	2 以下
大腸菌数（CFU/100 mL）	35	2	300 以下

※　江の島西：緯度 N35°18′06”、経度 E139°28′21”
※　辻堂沖：緯度 N35°18′24”、経度 E139°26′52”
※　大腸菌数の「CFU(Colony Forming Unit)」とは、「コロニー形成単位」という意味で、培養後の発育したコロニー数を数えることで算出する。

化学的酸素要求量（COD）からみた経年変化　年平均値　単位：mg/L

年度 ＼ 採水地点 ＼ 水域	相模湾	
	江の島西	辻堂沖
平成 30 年	1.4	1.1
令和元年	1.4	1.0
令和 2 年	1.2	1.0
令和 3 年	1.4	1.1
令和 4 年	1.6	1.3

人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準

項　　目	基 準 値	項　　目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1，1，1－トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1，1，2－トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	1，3－ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー※1	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1，2－ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1，1－ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
シス－1，2－ジクロロエチレン※2	0.04 mg/L 以下	1，4－ジオキサン	0.05 mg/L 以下
1，2－ジクロロエチレン※1	0.04 mg/L 以下		

備考 1：基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準については、最高値とする。
2：「検出されないこと」とはその測定結果が定量限界を下回ることを示す。
3：海域については、ふっ素及びほう素の基準値が適用されない。
※1　塩化ビニルモノマー及び 1,2-ジクロロエチレンは地下水のみに基準が適用される。（公共用水域は非該当）
※2　シス-1,2-ジクロロエチレンは公共用水域のみに基準が適用される。（地下水は非該当）

生活環境の保全に関する環境基準

類型（河川）	該当水域	基準値				
		水素イオン濃度（pH）	生物化学的酸素要求量（BOD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌数※3〈90%水質値〉
B 類型※1	目久尻川･小出川･打戻川	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000 CFU/100 mL以下
C 類型※2	境川水系（柏尾川合流点より下流及び柏尾川） 引地川水系（全域）	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	－
D 類型※2	境川水系（柏尾川合流点より上流(柏尾川除く)）	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	－

備考：基準値は、日間平均値とする。
※1　平成 30 年 6 月 29 日付け　神奈川県告示第 328 号で水域類型が指定。
※2　平成 25 年 7 月 30 日付け　神奈川県告示第 424 号で水域類型の指定が変更。
※3　令和 4 年 4 月 1 日から大腸菌群数から大腸菌数に変更。

類型（海域）	該当水域	基準値				
		水素イオン濃度（pH）	化学的酸素要求量（COD）	溶存酸素量（DO）	大腸菌数※1〈90%水質値〉	n−ヘキサン抽出物質
A 類型	相模湾	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU/ 100 mL 以下	検出されないこと

備考：基準値は、日間平均値とする。
※1　令和４年４月１日から大腸菌群数から大腸菌数に変更。自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20 CFU/100 mL 以下となる。

②　本市計画による河川水質調査

＜内　容＞

境川・引地川流入支川等 11 地点において毎月 1 回調査を実施しました。

◇11 地点　　年 12 回（月 1 回測定）

境川水系　3 地点、　引地川水系　5 地点、　相模川水系　3 地点

＜効　果＞

令和 4 年度においても本市計画による河川水質調査により水質状況の把握ができました。その結果は、以下のとおりです。

生活環境の保全に関する環境基準について、蓼川及び小出川、打戻川で生物化学的酸素要求量（BOD）が環境基準を達成しませんでした。また、小出川について、浮遊物質量が環境基準を達成しませんでした。それ以外の項目については、全ての地点で達成しました。

人の健康の保護に関する環境基準（前述の項目から PCB を除くカドミウム等 26 項目）について、全ての地点で環境基準を達成しました（打戻川は調査対象外)。

令和４年度　本市計画による河川水質測定結果

水系	境川水系			環境基準（基準値）【D 類型】	引地川水系					環境基準（基準値）【C 類型】	相模川水系			環境基準（基準値）【B 類型】
採水地点	白旗川	滝川	境川		引地川	蓼川	不動川	一色川	小糸川		目久尻川	小出川	打戻川	
項目(記号)	陣屋橋	滝川橋	大清水橋		熊野橋	新境橋	不動川橋	下中村橋	大庭橋		久保田橋	追出橋	やなか橋	
水素イオン濃度 pH	7.9	8.0	7.7	6.0 以上 8.5 以下	7.8	7.5	8.0	8.2	8.3	6.5 以上 8.5 以下	8.0	7.6	7.5	6.5 以上 8.5 以下
溶存酸素量 DO（mg/L）	9.5	10.2	9.8	2 以上	11.0	7.8	9.9	11.0	10.2	5 以上	10.2	7.7	8.2	5 以上
生物化学的酸素要求量 BOD (mg/L)〈75% 水質値〉	1.5 <1.5>	1.1 <1.1>	4.2 <4.6>	8 以下	0.8 <1.0>	7.8 <13.0>	1.4 <1.7>	4.3 <3.4>	2.5 <2.1>	5 以下	1.2 <1.4>	7.5 <9.3>	5.5 <5.0>	3 以下
化学的酸素要求量 COD (mg/L)	2.8	2.5	6.7	－	1.3	6.0	2.6	5.6	4.4	－	2.4	9.2	7.4	－
浮遊物質量 SS(mg/L)	2	3	4	100 以下	4	7	1	12	4	50 以下	5	27	11	25 以下

生物化学的酸素要求量（BOD）からみた経年変化　年平均値　　単位：mg/L

水系 / 採水地点 / 年度	境川水系			引地川水系					相模川水系		
採水地点	白旗川	滝川	境川	引地川	蓼川	不動川	一色川	小糸川	目久尻川	小出川	打戻川
年度	陣屋橋	滝川橋	大清水橋	熊野橋	境橋 新境橋※1	不動川橋	稲荷山橋 下中村橋※2	大庭橋	久保田橋	追出橋	やなか橋
平成 30 年	1.7	0.9	5.2	0.8	4.2	2.0	3.9	1.8	1.4	11	4.6
令和元年	1.3	0.7	3.5	0.9	4.4	2.1	2.5	1.1	1.1	6.3	3.2
令和２年	1.1	0.7	4.8	0.8	4.3	1.6	3.7	1.4	1.3	8.7	3.2
令和３年	1.2	0.7	4.2	0.7	4.6	1.7	3.3	1.0	1.0	6.1	3.3
令和４年	1.5	1.1	4.2	0.8	7.8	1.4	4.3	2.5	1.2	7.5	5.5

※1　境橋が撤去されたため、令和元年 10 月以降、新境橋で測定。
※2　稲荷山橋の架け替え工事のため、令和元年 11 月以降、下中村橋で測定。

③　海水浴場水質調査

＜内　容＞

令和 4 年度は、片瀬東浜、片瀬西浜・鵠沼、辻堂の海水浴場の水質調査を海水浴シーズン前（5 月）とシーズン中（7 月）に実施しました。

◇6 地点　年 2 回（各 2 日　1 日 2 回）

片瀬東浜　2 地点、　片瀬西浜・鵠沼　3 地点、　辻堂　1 地点

＜効　果＞

令和 4 年度の 5 月の水質調査においては、片瀬東浜「適」（水質 AA）、片瀬西浜・鵠沼「適」（水質 AA）、辻堂「適」（水質 AA）でした。また、7 月の水質調査においては、片瀬東浜「可」（水質 B）、片瀬西浜・鵠沼「可」（水質 B）、辻堂「可」（水質 B）でした。

令和４年度　海水浴場水質調査結果

浴場名 / 時期 / 項目	片瀬東浜		片瀬西浜・鵠沼		辻堂	
時期	5 月	7 月	5 月	7 月	5 月	7 月
透明度	1m 以上	1m 以上	1m 以上	1m 以上	1m 以上	1m 以上
COD (mg/L)	1.7	2.6	1.7	2.3	1.7	2.2
ふん便性大腸菌群数 (個／100 mL)	＜2	2	＜2	4	＜2	＜2
油　膜	なし	なし	なし	なし	なし	なし
判　定（参考）	水質 AA	水質 B	水質 AA	水質 B	水質 AA	水質 B

※　透明度、COD、ふん便性大腸菌群数については、同一海水浴場に関して得られた測定の平均値。

海水浴場水質判定基準

区分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質 AA	不検出 (検出限界２個／100 mL)	油膜が 認められない	2 mg/L 以下	全　透 （水深１m 以上）
	水質 A	100 個／100 mL 以下	油膜が 認められない	2 mg/L 以下	全　透 （水深１m 以上）
可	水質 B	400 個／100 mL 以下	常時は油膜が 認められない	5 mg/L 以下	水深１m 未満 ～50 cm 以上
	水質 C	1,000 個／100 mL 以下	常時は油膜が 認められない	8 mg/L 以下	水深１m 未満 ～50 cm 以上
不適		1,000 個／100 mL を 超えるもの	常時油膜が 認められる	8 mg/L 超	50 cm 未満

④　ダイオキシン類環境調査

＜内　容＞

市内におけるダイオキシン類の環境調査をしました。

＜効　果＞

◇水質・底質【市内河川調査：本市調査】

令和４年度においては、境川、引地川等の本川及び支川等の水質・底質の調査を実施しました。調査結果については、以下のとおりです。その結果、水質及び底質について、全ての地点で環境基準を達成しています。

令和４年度　ダイオキシン類環境調査結果（河川）

単位：水質 pg-TEQ/L、底質 pg-TEQ/g

水　域　名	地　点　名	水質	底質
引地川水系			
	富士見橋	0.11	0.45
	大山橋	0.052	0.23
不動川	不動川橋	0.041	－
小糸川	根下橋	0.062	－
蓼川	新境橋	0.17	－
一色川	下中村橋	0.062	－
境川水系			
	大道橋※	0.070	0.36
	境川橋	0.055	0.35
柏尾川	川名橋	0.061	1.3
白旗川	陣屋橋	0.059	－
滝川	船玉橋	0.059	－
相模川水系			
小出川	追出橋	0.15	－
目久尻川	道庵橋	0.091	－
目久尻川	久保田橋	0.14	－
環境基準（基準値）		1.0	150

※　河川工事のため東橋にて実施。

◇【参考】水質【目久尻川水系汚染源究明調査：県調査】

平成 12 年度に目久尻川に排出する水路で水質の環境基準を超える地点がありました。このため神奈川県では、継続調査を実施しています。

目久尻川水系汚染源究明調査結果

単位：水質 pg-TEQ/L

年度 / 調査地点	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	環境基準（基準値）
	年平均値					
流入水（寒川町宮山）	0.75	0.71	0.88	1.0	1.9	1

⑤　環境化学物質調査

＜内　容＞

公共用水域（河川）の水質について、環境調査をしました。

＜効　果＞

令和 4 年度においては、市内河川 2 ヵ所で調査を実施しました。その結果は、以下の表のとおりです。

令和４年度　環境化学物質調査結果（河川）

単位：水質 μg/L、底質μg/kg-dry

SPEED '98	採水地点 / 物質名	境川（境川橋） 水質	境川（境川橋） 底質	引地川（富士見橋） 水質	引地川（富士見橋） 底質	全国調査検出範囲（水質）※1	全国調査検出範囲（底質）※1	主　な　用　途
―	ﾎﾟﾘｵｷｼｴﾁﾚﾝｱﾙｷﾙｴｰﾃﾙ	1.9	―	1.8	―	<5	―	台所･洗濯洗剤 化粧品の乳化剤
―	ﾎﾟﾘｵｷｼｴﾁﾚﾝﾉﾆﾙﾌｪﾆﾙｴｰﾃﾙ (n=2～15) ※2	0.060	―	0.30	―	0.018～1.3	―	工業用界面活性剤

※1　各々の化学物質の全国調査検出範囲は、環境省実施の全国一斉調査結果（測定年）から出典。

・ポリオキシエチレンアルキルエーテル (S57)、ポリオキシエチレンノニルフェニルエーテル (H17～H26)

※2　n は、オキシエチレン基の数を示しています。

⑥　公害関係分析事業

＜内　容＞

公害関係分析については、「水質汚濁防止法」、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、工場及び事業場の排出水並びに公共用水域（河川・地下水・海水）等の分析を実施しました。

水質関係分析数は、14,660 項目（内訳：公共用水域・工場事業場排水等の分析 8,568 項目、下水浄化センター放流水等の有害物質の分析 6,092 項目）でした。

＜効　果＞

分析結果をもとに工場、事業場の指導及び水環境の状況の把握を行いました。

⑦　多様な生物の生息・生育環境の保全

ア　河川

準用河川の整備・管理に当たっては、多様な生物の生息・生育環境の現状と過去からの変遷及びその背景を踏まえ、将来にわたって維持されるように努めます。

イ　海域

水産多面的機能発揮対策事業を活用する江ノ島・フィッシャーマンズ・プロジェクトを支援し、海底清掃や藻場の保全活動に努めます。

（2）発生源への対策

①　工場排水対策

＜内　容＞

「水質汚濁防止法」及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、規制対象事業場の廃水処理施設並びに排出水について立入検査を実施しました。

「水質汚濁防止法」届出事業場数	218 社
うち、主要な排出規制対象事業場数	40 社

＜効　果＞

令和 4 年度においては、化学的酸素要求量、生物化学的酸素要求量の排水基準違反がありました。

原因は、廃水処理施設の管理等によるもので、事業者への指導を継続しています（詳細は 53-54 ページ）。

②　農業・畜産に伴う排水対策

環境への負荷を抑えるため、環境保全型農業への支援などを行っています。また、畜産経営に係る環境対策等を目的とした畜舎等の改修・設置への支援などを行っています（詳細は 129-131 ページ）。

③　生活排水対策

下水処理区域内の下水道未接続家屋に対し、接続を促すため年間を通じて啓発活動を行っています。また、処理区域外の浄化槽管理者に対しては、法定検査の受検率向上を目的として検査機関と協働してダイレクトメールを送付するほか、法定検査の結果「不適正」となった浄化槽管理者に対しては、改善指導を行っています。その結果、年々法定検査受検率が少しずつ向上しています。

④　広場・道路等の清掃

きれいで住み良い環境を維持するため、駅前広場及び基幹道路等の清掃を、人力と機械にて実施しています。（詳細は 175 ページ）。

⑤　せっけん使用を推進する消費者団体への支援

せっけんの使用を推進している消費者団体である「藤沢市せっけん推進協議会」の活動を支援し、市民にせっけんの使用を広めるため、年間を通して啓発運動を行っています。

＜主な活動＞
せっけんまつり・講演会・せっけん展・手づくりせっけん講座の開催、洗剤をテーマにした学習会などへ講師派遣、川の水質調査、せっけん推進だよりの発行、消費生活展・公民館まつり・環境フェアなどイベントへの出展。

【せっけん講演会】

※令和 2 年度、令和 4 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止、令和 3 年度はオンライン開催のため、令和元年度のせっけん講演会の様子。

⑥　雨水利用の推進

ア　雨水貯留槽の新設

水資源の循環利用を推進するため、住宅に雨水貯留槽を新たに設置する方に対し、費用の一部を補助しています（詳細は 215 ページ）。

イ　浄化槽の雨水貯留施設への転用

水資源の循環利用と廃棄物の減量化を推進するため、公共下水道への接続工事を行う方がそれまで使用していた浄化槽を雨水貯留施設への転用工事を行った場合、費用の一部を助成しています（詳細は 215 ページ）。

⑦　節水

本市では公共施設における節水を徹底するとともに、平成 22 年度まで、市民や事業者に対し、「藤沢市環境保全行動指針」等により、節水の啓発を行っていました。平成 23 年度以降は、8 月 1 日の「水の日」にあわせて、二次利用水の活用など、節水の啓発を行っています。

市内年間水道使用量の推移　　単位：千 m^3

年度	家庭用	営業用	公共用	工業用	その他	総量	1 人当たり (m^3)
平成 30 年	36,748	5,167	1,365	2,079	257	45,617	105.5
令和元年	36,864	5,079	1,329	2,005	232	45,509	104.6
令和 2 年	39,233	4,388	1,053	1,888	124	46,686	106.4
令和 3 年	38,974	4,464	1,183	1,882	155	46,658	105.7
令和 4 年	38,226	4,634	1,222	1,908	171	46,161	104.1

※　四捨五入の影響により、内訳は合計とは一致しない。一人当たり使用量は各年度末の人口を基準とする。

⑧　公共下水道

＜下水道事業の概要＞

下水道事業では、生活環境の改善、浸水の防除及び公共用水域の水質保全を図るために、全市域のうち農用地や遊水地、海浜部の一部を除く 5,754.15 ha を南部処理区、東部処理区及び相模川流域処理区の 3 処理区に分け全体計画（最終的に下水道で整備する計画）を策定しています。

昭和 30 年から南部処理区の一部について「下水道法」の事業認可（事業区域や期間等を示した事業計画の認可）を受け着手して以来、事業認可区域を順次拡大し、平成 12 年度に市街化区域内の整備が概ね完了し、市街化調整区域の整備に着手しました。

南部処理区は、昭和 30 年に藤沢、鵠沼、片瀬地区 875.7 ha の事業認可を受け、合流式下水道管渠（かんきょ）整備を始めました。以来、事業認可の区域を順次拡大し、現在では全体計画全ての 2,385.03 ha が事業計画面積となっています。また、辻堂浄化センターは昭和 39 年に運転を開始しました。

東部処理区は、昭和 52 年に柄沢、昭和 54 年に村岡、川名、伊勢山辺併せて 663 ha の事業認可を受け、昭和 55 年から分流式下水道で管渠整備を始めました。以来、事業認可の区域を順次拡大し、事業計画面積は全体計画面積 2,774.62 ha のうち 2,540.57 ha となっています。

また、大清水浄化センターは昭和 60 年に運転を開始しました。

相模川流域処理区は、相模川流域下水道の流域関連公共下水道として、昭和 60 年に折戸地区 25.4ha の事業認可を受け、分流式下水道で管渠整備を始めました。以来、事業認可の区域を順次拡大し、事業計画面積は全体計画面積 594.50 ha のうち 372.89 ha となっています。

令和 4 年度末の事業進捗としましては、事業計画面積 5,298.49 ha に対して整備面積 4,786.93 ha となり、整備率は 90.3%、人口普及率は全人口に対して 96.0%となっています。（全国平均（令和 4 年度末）は 80.6%）

また、計画されている浄化センター2 ヵ所は全て供用を開始しており、ポンプ場 16 ヵ所のうち 15 ヵ所で供用を開始しています。

下水道普及率の推移　　単位：%

年度	昭和 55 (1980)	昭和 60 (1985)	平成 2 (1990)	平成 7 (1995)	平成 12 (2000)	平成 17 (2005)	平成 22 (2010)	平成 27 (2015)	令和 2 (2020)	令和 4 (2022)
普及率	44.1	54.8	68.8	81.5	91.5	93.6	94.5	95.4	95.9	96.0

人口普及率

区　分	面積（ha）	人口（人）
行政区域（A）	6,956.0	444,860
全 体 計 画	5,754.15	444,193
事 業 計 画	5,298.49	435,964
処理区域（B）	4,783.64	427,192

全人口に対する普及率
＝（B）／（A）＝96.0 %

令和 5 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳による。

水洗便所普及状況　　　　　　単位：戸

	処理区域内戸数	水洗便所設置戸数	処理区域内水洗化率
令和 3 年度末	201,935	198,906	98.5%
令和 4 年度末	203,211	200,220	98.5%
比較増減	1,276	1,314	0 ﾎﾟｲﾝﾄ

管渠（かんきょ）　　　　　　単位：km

種　別	令和 3 年度末整備済延長	令和 4 年度施行延長	令和 4 年度末整備済延長
汚　水	1,183.0	1.7	1,184.7
雨　水	436.2	1.2	437.4

単位：ha

種　別	事業計画面積	令和 3 年度末 整備面積（累計）	令和 4 年度 整備面積	令和 4 年度末 整備面積（累計）	整備率
汚　水	5,298.5	4,783.64	3.29	4,786.93	90.3%
雨　水	5,016.3	3,419.56	3.05	3,422.61	68.2%

⑨　浄化槽

生活排水による河川などの公共用水域の水質汚濁負荷を軽減するため、公共下水道事業計画区域外において、居住の用に供する住宅に浄化槽を設置する者（みなし浄化槽※又はくみ取り槽から浄化槽への転換の場合）に対して、設置費用の一部を補助しています。浄化槽とは、し尿と併せて雑排水（台所、風呂、洗濯などの汚水）を処理するもので、補助金の対象となる浄化槽の構造は、家庭から排水される水質の生物化学的酸素要求量（BOD）の除去率が 90%以上で、放流水の BOD が 20 mg/L 以下の機能を有するものです。

※　生活排水のうち、し尿のみを処理するもの。

浄化槽設置補助金

人槽（人）	補助額（円）
5	332,000
7	414,000
10	548,000

※ 既設浄化槽の撤去費用　　：　90,000 円（上限）
※ 既存くみ取り槽の撤去費用　：　45,000 円（上限）
※ 宅内配管の工事費用　　　：　みなし浄化槽からの転換の場合 300,000 円（上限）
くみ取り槽からの転換の場合 150,000 円（上限）

浄化槽設置補助件数の推移　　単位：件

年度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
補助件数	1	3	4

公共下水道事業計画区域外における生活排水処理率の推移　　単位：%

年度	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
生活排水処理率	36.33	38.10	40.39	41.53	43.55

※　公共下水道事業計画区域外における、浄化槽、みなし浄化槽及びくみ取り槽の総数に占める浄化槽の設置基数の割合。

⑩ 浄化センター

施　設　名	全体計画 処理能力	現状 処理能力	現状流入水質	現状放流水質	運転 開始
辻堂浄化センター	142,400 m^3/日	123,900 m^3/日	BOD 170 mg/L	BOD 3.6 mg/L	昭和 39 年 8 月
			SS 130 mg/L	SS 2 mg/L	
大清水浄化センター	93,400 m^3/日	93,600 m^3/日	BOD 220 mg/L	BOD 2.2 mg/L	昭和 60 年 7 月
			SS 210 mg/L	SS 2 mg/L	

単位:m^3／日

施　設　名	日平均受水量
辻堂浄化センター	91,210
大清水浄化センター	59,380

⑪ 下水汚泥の有効利用

下水汚泥は、可能な限り減容化に努めるとともに、有効利用を図っています。

令和４年度　下水汚泥の有効利用実績　　単位:t／年

有効利用の形態	発生施設	搬出形態	排出量
建設骨材	辻堂浄化センター	焼却灰（乾灰）	730
		焼却灰（加湿灰）	0
		脱水ケーキ	0
コンポスト（堆肥化）		脱水ケーキ	0
セメントの原料		脱水ケーキ	0
	大清水浄化センター	脱水ケーキ	388
建設骨材		脱水ケーキ	38
コンポスト（堆肥化）		脱水ケーキ	30
合　　計			1,186

⑫　下水道 PR 事業等

下水道の仕組み、役割などを市民に理解していただくために PR 事業を行っています。

＜令和 4 年度＞

◇「下水道の日」街頭キャンペーン　（9 月 9 日）JR 藤沢駅南北自由通路・南口ペデストリアンデッキ

◇「下水道の日」作品コンクール

小学校 4 年生による下水道に関する作文、ポスター及び書道　146 点

◇「下水道の日」作品展　（9 月 16 日～28 日）市役所分庁舎 1 階ロビー

作品コンクール入賞作品の展示

◇ふじさわ下水道フェア　（10 月 30 日）大清水浄化センター

浄化センターの施設見学、パネル展示、水質検査体験等

◇環境フェアへの出展　（11 月 26 日）市民会館

【ふじさわ下水道フェア】

【「下水道の日」作品コンクール表彰式】

⑬　水の再利用

浄化センター（下水処理場）では、下水道汚水を処理した水について、次のような利用を行っています。

ア　辻堂浄化センター

下水の処理水の再利用については使用目的に応じて、処理水そのままと、さらに砂ろ過処理を行ったものの二種類を使用しています。

【辻堂浄化センター】

年度別処理水の再利用状況　　　　単位：m³／年

年度	処理水	砂ろ過水	その他	合計
平成 30 年	47,941	1,862,012	57	1,910,010
令和元年	43,061	2,075,148	4	2,118,213
令和 2 年	40,384	1,987,097	794	2,028,275
令和 3 年	45,260	1,903,907	43	1,949,210
令和 4 年	46,771	1,968,440	383	2,015,594
(利用目的)	沈砂洗浄用	汚泥処理用、機器冷却用	管路洗浄	

イ　大清水浄化センター

下水の処理水の再利用については使用目的に応じて、簡易ろ過方式のオートストレーナー処理を行ったもの、さらに砂ろ過処理を行ったものの二種類を使用しています。

【大清水浄化センター】

年度別処理水の再利用状況　　　　単位：m³／年

年度	処理水	砂ろ過水	その他	合計
平成 30 年	17,277	304,598	0	321,875
令和元年	17,968	280,585	35	298,588
令和 2 年	12,293	291,494	25	303,812
令和 3 年	99,584	455,029	224	554,837
令和 4 年	90,619	415,235	0	505,854
(利用目的)	沈砂洗浄用	汚泥処理用、機器冷却用	工事用水	

４　騒音・振動・悪臭の防止

環境目標１－４
　騒音・振動・悪臭が抑制され、快適に生活できること

★　達成指標に対する本年度の状況　★

指標項目	概要	2020年度（改定時）	2021年度（参考）	2022年度	2030年度（目標）
騒音に係る環境基準の達成	交通騒音調査（6路線9区間）における評価対象住居5,205戸のうち、42戸（0.8%）で昼夜ともに未達成となっています。	一部未達成※1	一部未達成※2	一部未達成	達成
航空機騒音に係る環境基準の達成	環境基準を達成していますが、引き続き監視を継続していきます。	達成	達成	達成	達成※3

※1　一般環境騒音調査については、市内に16ヵ所の測定地点を設け、4ヵ年計画で測定を実施しており、一部の地域で未達成。
　　交通騒音調査（8路線10区間）における評価対象住居5,018戸のうち、294戸（5.9%）で未達成。
※2　交通騒音調査（6路線7区間）における評価対象住居8,593戸のうち、28戸（0.3%）で昼夜ともに未達成。
※3　2020年度（令和2年度）時点で環境基準を達成しているため、達成状況を維持。

（１）騒音・振動の防止

①　騒音・振動防止事業

＜内　容＞

「騒音規制法」、「振動規制法」及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づき公害苦情に係る事業場等に対して、騒音・振動の立入調査を実施し、指導を行いました。

＜効　果＞

行政指導の結果、改善が図られました。

②　営業騒音に対する改善指導

昭和 56 年 10 月に「神奈川県公害防止条例一部改正」が公布され、深夜飲食店の営業騒音防止のため、カラオケ等の使用時間及び営業時間の制限が設けられました（翌 57 年 4 月施行）。

現在では、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」（平成 9 年神奈川県条例第 35 号）に改正され、同条例に基づき、カラオケ・拡声器など営業騒音に対する改善指導を行っています。

③　交通騒音等環境調査の実施

＜内　容＞

市内の国道、県道、4 車線以上の市道（全 22 路線）の交通騒音について平成 24 年から調査を行っており、道路交通センサス区間（全 45 区間）ごとに面的評価を行っております。令和 4 年度においては、一般国道 467 号、横浜伊勢原線、藤沢厚木線、伊勢原藤沢線、丸子中山茅ヶ崎線及び辻堂駅遠藤線の 6 路線の 9 区間について調査を行いました。

＜効　果＞

令和 4 年度の調査対象区間における住居等の総戸数は 5,205 戸で、そのうち昼間・夜間ともに環境基準を達成したのは、5,118 戸（98.3%）でした。

令和４年度　道路交通騒音調査結果

評価対象住居等戸数	昼間・夜間とも基準達成		昼間のみ基準達成		夜間のみ基準達成		昼間・夜間とも基準超過		環境基準デシベル（等価騒音レベル）	
	戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%	昼間	夜間
5,205	5,118	98.3	45	0.9	0	0	42	0.8	70	65

※　昼間 6:00～22:00　夜間 22:00～6:00

※　面的評価とは、幹線道路に面した地域において、幹線道路から 50 m の範囲にある全ての住居等を対象に、環境基準に適合している割合を算出する評価方法。

④　新幹線鉄道騒音

東海道新幹線については、平成 18 年 5 月に環境省が関係行政機関へ要請した「新幹線鉄道騒音に係る当面の 75 デシベル対策」の完了後、平成 23 年中に環境省が測定を実施、達成を確認しています。

⑤　低周波音等の新たな環境問題

近年、低周波音による相談が増えています。環境省では「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成 12 年 10 月）や「低周波音問題対応の手引書」（平成 16 年 6 月）を作成していますが、現状では、規制基準等が明確に定められていません。

快適な生活環境を確保するため、近隣公害に対する迅速な対応を図り、こうした新たな環境問題に対しても、情報の収集及び調査に努めていきます。

⑥　環境騒音調査

＜内　容＞

一般環境騒音を把握するため、平成 12 年度から市内全域のメッシュ調査を行っています。

令和 4 年度においては、F プレイス（藤沢公民館等複合施設）、湘南大庭市民センター、御所見市民センター及び村岡公民館の 4 地点で調査を実施しました。

＜効　果＞

測定結果については、以下のとおりです。全ての地点において、昼夜ともに環境基準を達成しました。

令和４年度　一般地域環境騒音調査結果　　単位：デシベル

調査地点	測定値（等価騒音レベル）		環境基準（等価騒音レベル）	
	昼間	夜間	昼間	夜間
F プレイス	46	42	55	45
湘南大庭市民センター	51	43	60	50
御所見市民センター	53	43	55	45
村岡公民館	48	41	55	45

※　昼間 6:00～22:00　夜間 22:00～6:00

⑦　普通騒音計の貸出し

市内に在住・在勤の方に普通騒音計の貸し出しを行っています。貸出期間は、原則として 8 日以内としています。

令和 4 年度の貸出件数は 28 件でした。

【普通騒音計】

年度別普通騒音計貸出件数　　単位：件

年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
貸出件数	26	25	29	32	28

⑧　近隣生活騒音の防止に対する啓発

騒音とは、好ましくない音、やかましい音の総称で、音の大きさだけではなく、時間帯、生活環境、その日の音に対する感じ方や心の感情、健康状態に左右されることもあります。また、生活するうえで避けられない音や、自分にとって心地よく感じる音も他人にとっては、「うるさい音」「不快な音」と受け取られる場合があります。

騒音問題の解決法として、「相手の立場にたって、互いに理解しあう」ことを呼びかけています。また、騒音の原因や発生源対策についてイラストを作成して、近隣生活騒音の防止に対する啓発活動を進めています。

【近隣生活騒音の防止啓発用チラシ】

⑨　深夜花火の騒音防止に対する啓発

「藤沢市きれいで住みよい環境づくり条例」により、海岸等の公共の場所における夜 10 時以降のロケット花火や打ち上げ花火などの騒音の出る花火は禁止しています。ルールを守り、近隣に迷惑をかけずに花火を楽しむように呼びかけています。

【配布用手作りポスター】

⑩　道路路面の維持管理

道路等のパトロールにより道路の維持管理を適正に行い、車両の通行に伴う騒音、振動の軽減に向け、路面を良好な状態に保持するよう努めています。

令和 4 年度の道路改修舗装事業として、石川下土棚線（円行二丁目 27 番地先）ほか 38 件の舗装打換工事を実施しました。施工延長は約 6,600 m、面積は約 41,100 m^2 実施しました。

⑪　公共工事等における低騒音・低振動など環境に配慮した建設機械の導入

本市が発注する公共工事等においては、騒音、振動の低減を図るために、「騒音規制法」及び「振動規制法」を理解したうえで国土交通省の指定を受けた低騒音型建設機械及び低振動型建設機械を積極的に導入することを、公共工事の受注にあたっての条件としています。

（２）航空機騒音の防止

①　航空機騒音監視測定

＜内　容＞

航空機騒音をテレメータシステムにより、常時監視を行いました。

＜効　果＞

令和 4 年度の測定結果については、以下のとおりです。常時監視による航空機騒音の状況は、測定している 5 地点全てで、環境基準を達成しました。この結果に基づき、国・県等の関係機関に騒音の低減について働きかけを行っています。

また、令和 4 年度は厚木基地における NLP（夜間連続離着陸訓練）は実施されませんでした。

令和４年度　航空機騒音測定結果

測定地点	最高音（デシベル）	測定回数（回）	Lden（デシベル）	環境基準（デシベル）	環境基準に当てはめた場合の可否
富士見台小学校	94.7	2,273	44.4	57	○
天神小学校	95.2	492	38.7	57	○
滝の沢小学校	96.3	406	38.1	57	○
明治小学校	100.2	1,422	44.0	57	○
辻堂小学校	94.4	1,524	43.6	57	○

※　測定回数については、70 デシベル以上･5 秒以上継続した場合を 1 回としている。

Lden とは･････時間帯補正等価騒音レベルのことで、航空機 1 機ごとの単発騒音暴露レベル(LAE)に夕方(午後 7 時～午後 10 時)の LAE には 5 デシベル、深夜(午後 10 時～翌 7 時)の LAE には 10 デシベル重み付けをして 1 日の騒音エネルギーを加算し、1 日の時間平均をとって評価した指標。平成 25 年 4 月 1 日から適用。

測定回数に見る経年変化　　単位：回

測定地点＼年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
富士見台小学校	2,407	2,269	2,261	2,464	2,273
天神小学校	671	493	554	628	492
滝の沢小学校	495	486	519	467	406
明治小学校	1,546	1,504	1,424	1,545	1,422
辻堂小学校	1,732	1,704	1,569	1,604	1,524

令和４年度　厚木飛行場周辺の航空機騒音観測結果　　騒音発生回数：回／日

地点	測定月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	年度
大庭中	Lden	48.0	51.1	48.4	50.3	45.5	50.3	48.3	50.1	46.3	46.7	46.4	47.9	48.7
	騒音発生回数	9	7	11	7	7	9	12	11	6	9	8	9	9
藤沢総合高	Lden	46.9	49.6	47.1	46.1	45.2	45.8	44.1	45.5	43.0	47.7	43.5	46.5	46.3
	騒音発生回数	14	12	14	9	7	9	11	9	6	6	7	11	9
御所見中	Lden	44.6	45.5	44.9	41.4	38.9	42.4	41.8	44.8	40.7	41.0	43.1	45.8	43.4
	騒音発生回数	6	7	6	2	2	4	5	6	4	3	5	6	4
湘南台小	Lden	35.3	43.0	36.6	36.1	33.8	36.1	29.5	35.6	30.1	36.9	32.8	37.1	36.7
	騒音発生回数	1	1	1	1	1	0	0	1	1	1	1	2	1

※　藤沢設置分（数値は速報値）　出典：防衛省南関東防衛局 web サイト

② 住宅防音工事

＜内　容＞

厚木飛行場周辺で「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、南関東防衛局が住宅防音工事の助成事業を実施しています。

令和 4 年度の住宅防音工事は総数で 737 世帯でした。

＜効　果＞

住宅防音工事の実施により、航空機騒音の軽減が図られましたが、更にこの工事の対象や内容の拡充について、国に働きかけています。

年度別住宅防音工事実施状況（南関東防衛局提供）　　　単位：世帯

年度	一挙工事	追加工事	特定工事	建替工事	区画改善	告示後住宅	外郭工事	工法是正	計
平成 30 年	493	2	3	2	35	0	475	0	1,010
令和元年	355	2	1	0	27	0	729	0	1,114
令和 2 年	358	3	1	1	28	0	1,440	0	1,831
令和 3 年	339	11	4	8	54	0	406	0	822
令和 4 年	352	8	13	6	69	0	281	8	737

※　平成 22 年 4 月 1 日から外郭工事が 75 WECPNL 以上 85 WECPNL 未満の区域に所在する初めて住宅防音工事を行う鉄筋コンクリート造の集合住宅も対象。また、新規工事は廃止され、世帯人員＋1 居室までの居室（5 居室が限度）を対象とする「一挙工事」を実施。

※　「WECPNL」とは・・・加重等価平均感覚騒音レベルといい、航空機騒音の測定及び評価のために考案されたものであり、航空機騒音の特異性、継続時間の効果、昼夜の別等も加味した騒音の単位。

※　住宅防音工事の助成事業開始時から現在（令和 5 年 3 月 31 日）までの工事完了数とは、少なくとも 1 回は防音工事を行った世帯数である。

※　工法是正工事：昭和 61 年 9 月 10 日までに建設された住宅で、平成 18 年 1 月 31 日の工法区分線の設定により、75 WECPNL（第Ⅱ工法適用）から 80 WECPNL（第Ⅰ工法適用）となった区域に所在し、かつ過去に 75 WECPNL（第Ⅱ工法適用）で防音工事を実施した住宅を対象とする工事。

（３）悪臭の防止

① 悪臭防止の指導

悪臭は、騒音、振動公害と同様、感覚公害の 1 つですが、吐き気、頭痛、食欲不振など健康にも影響があると言われています。発生源としては工場・事業場が多く、製造業・サービス業・畜産農業等多岐にわたっており、屋外焼却行為によるものも目立っています。

神奈川県では「悪臭防止法」に基づき、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域を指定し、臭気指数及び臭気排出強度の規制基準を定め、平成 15 年 11 月 1 日から施行しています。その後、平成 24 年 4 月 1 日に、これらの地域指定及び規制基準を定める事務が神奈川県から本市に委任されました。規制地域は農業振興地域を除く都市計画区域で、規制手法は「悪臭防止法」で定める臭気指数による規制となっています。また、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」では、全工場・事業場に対し悪臭に関する規制基準を定め、建屋の密閉化、脱臭装置の設置等の措置を講ずることを義務付けています。

本市でも、「悪臭防止法」及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、工場や事業所に対して悪臭防止の指導を実施しています。

②　公害関係法令に基づく指導事務

＜内　容＞

公害関係法令に基づく許可申請、届出に対する審査、並びに建築物等の事前協議により、公害防止対策の推進に努めるとともに、県及び関係市町と共通した公害問題の解決等について協議し、連携を図りました。なお、令和４年度の公害防止対策に係る事前協議事務の受理は０件でした。

＜効　果＞

◇公害関係法令に基づく申請の許可並びに届出の受理事務

≪令和4年度の受理件数≫

「水質汚濁防止法」	165件	（届出対象事業場数	218社）
「大気汚染防止法」	51件	（　〃	113社）
「騒音規制法」	195件	（　〃	264社）
「振動規制法」	123件	（　〃	123社）
「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」	460件	（　〃	551社）
「公害防止組織の整備に関する法律」	8件	（　〃	34社）
「土壌汚染対策法」	28件		

◇公害防止対策に係る事前協議事務

≪令和4年度の受理件数≫　0件

5　放射性物質への対応

環境目標１－５
　放射性物質による汚染がなく、安全で安心な暮らしができること

★　達成指標に対する本年度の状況　★

指標項目	概要	2020年度（改定時）	2021年度（参考）	2022年度	2030年度（目標）
放射線量の基準値の達成	空間放射線量を測定している全ての地点で、基準値を達成しています。	達成	達成	達成	達成※

※　2020 年度（令和２年度）時点で環境基準を達成しているため、達成状況を維持。

（１）食材の検査

①　公立保育園給食

保育園給食で実際に提供した給食を測定しています。

令和４年度　保育園提供給食の放射能濃度の測定結果

提供期間	ヨウ素-131	セシウム-134	セシウム-137
4～6 月	不検出	不検出	不検出
7～9 月	不検出	不検出	不検出
10～12 月	不検出	不検出	不検出
1～3 月	不検出	不検出	不検出

※　定量下限値は、ヨウ素-131 が 0.21～0.31 Bq（ベクレル）/kg、セシウム-134 が 0.23～0.33 Bq/kg、セシウム-137 が 0.22～0.36 Bq/kg。

②　学校給食

学校給食で実際に児童に提供した給食を測定しています。

令和４年度　学校提供給食の放射能濃度の測定結果

提供期間	ヨウ素-131	セシウム-134	セシウム-137
1 学期	不検出	不検出	不検出
2 学期	不検出	不検出	不検出
3 学期	不検出	不検出	不検出

※　定量下限値は、ヨウ素-131 が 0.24～0.32 Bq（ベクレル）/kg、セシウム-134 が 0.18～0.33 Bq/kg、セシウム-137 が 0.25～0.36 Bq/kg。

③　市内製造食品

市内で製造した食品の放射性物質の検査を実施し、「食品衛生法」で定められた基準値を超える放射性物質を含む食品の発見・排除に努めています。

令和４年度　市内製造食品の放射性物質の測定結果　　単位：Bq/kg

採取日	種類	放射性セシウム			基準値	検査機関
		セシウム-134	セシウム-137	合計		
11 月 1 日	牛乳	0.16 未満	0.20 未満	0.36 未満	50	神奈川県 衛生研究所

※1　表中の「（数値）未満」とは、放射性物質濃度が当該数値で表される検出限界値に満たないことで、不検出と同じ意味を表す。
なお、検出限界値は同じ機器で測定しても検体ごとに異なり、また、測定時間を長くすることで、低値になる。

※2　厚生労働省の通知に基づく食品中の放射性物質の試験法により検査を実施。

④　藤沢市放射能測定器運営協議会による食品の放射能測定

藤沢市放射能測定器運営協議会と協働して、市民から持ち込まれる食品の放射能測定を実施しています。

測定は無料で、市民の方であればどなたでも利用できます。

（２）空間放射線量・放射能濃度の監視

①　市内 13 地区及び市役所敷地内の空間放射線量の測定

本市所有の簡易型測定器で測定した結果、基準値を超えた場合は除染を行い、再度空間放射線量の測定を行っています。現在、国が定める「放射性物質による局所的汚染箇所への対処ガイドライン」を超える数値は出ていませんが、本市独自に定めた基準値（地上 5 cm で 1 時間当たり 0.19 マイクロシーベルト以下）を超える数値が、東日本大震災直後には、マイクロスポット（雨どいの下や樹木の根付近など）と呼ばれる箇所で検出されたこともあり、このような場所は除染を行っています。なお除染後は本市独自の基準値内となっています。

令和４年度　市内 13 地区等における空間放射線量の測定結果（一部のみ掲載）

単位：µSv/h（マイクロシーベルト／時）

地区	対象区分	対象名	5 cm		50 cm		1 m	
			最小値	最大値	最小値	最大値	最小値	最大値
藤沢	市役所	本庁舎敷地内	0.03	0.05	0.04	0.05	0.04	0.06
	消防署	本町出張所	0.03	0.06	0.03	0.05	0.04	0.05
片瀬	消防署	片瀬分遣所	0.04	0.06	0.03	0.06	0.04	0.07
湘南台	消防署	北消防署	0.03	0.05	0.03	0.05	0.04	0.05

※1　本市独自の基準値は地上 5 cm で 0.19 µSv/h 以下。環境省の基準値は 50 cm～1 m で 0.23 µSv/h 未満。この差は、自然放射線量（0.04 µSv/h）相当分。
※2　他地区の結果については、本市 web サイトに掲載。
※3　東日本大震災から 10 年が経過し、公共施設等における空間放射線量の測定結果も基準値内におさまっていることを踏まえ、令和２年度から測定場所等を変更し、令和４年度をもって市内 13 地区の放射線量の測定は終了。市役所敷地内での空間放射線量測定は、引き続き継続。

②　海岸における空間放射線量

片瀬海岸東浜、片瀬海岸西浜、辻堂海岸、鵠沼海岸（引地川河口付近）において、空間放射線量を測定しています（片瀬海岸東浜は 7、8 月のみ）。

令和４年度　海岸における空間放射線量の測定結果

単位：µSv/h（マイクロシーベルト／時）

測定場所	1 cm		50 cm		1 m	
	最小値	最大値	最小値	最大値	最小値	最大値
片瀬海岸東浜	0.022	0.026	0.024	0.028	0.026	0.030
片瀬海岸西浜	0.028	0.040	0.028	0.040	0.030	0.038
辻堂海岸	0.032	0.040	0.030	0.040	0.026	0.040
鵠沼海岸	0.030	0.045	0.030	0.044	0.026	0.040

※　本市独自の基準値は地上 5 cm で 0.19 µSv/h 以下。環境省の基準値は 50 cm ～1 m で 0.23 µSv/h 未満。この差は、自然放射線量（0.04 µSv/h）相当分。

③　海水及び河川水の放射能濃度

片瀬海岸東浜・片瀬海岸西浜・辻堂海岸の海水、引地川河口の河川水を採取し、放射能濃度を測定しています（片瀬海岸東浜、辻堂海岸は7・8月のみ）。

令和４年度　海水及び河川水の核種別放射能濃度の測定結果

測定場所	ヨウ素-131	セシウム-134	セシウム-137
片瀬海岸東浜	不検出	不検出	不検出
片瀬海岸西浜	不検出	不検出	不検出
辻堂海岸	不検出	不検出	不検出
引地川河口	不検出	不検出	不検出

※　定量下限値は、ヨウ素-131 が 0.26～0.45 Bq（ベクレル）/kg、セシウム-134 が 0.22～0.40 Bq/kg、セシウム-137 が 0.25～0.40 Bq/kg。

④　小・中学校等の空間放射線量の測定

令和４年度　小・中学校等の空間放射線量測定結果（一部のみ掲載）

単位：μSv/h（マイクロシーベルト／時）

<table>
<tr><th rowspan="2">学校名</th><th rowspan="2">場所</th><th colspan="2">測定値</th><th rowspan="2">学校名</th><th rowspan="2">場所</th><th colspan="2">場所</th></tr>
<tr><th>最小値</th><th>最大値</th><th>最小値</th><th>最大値</th></tr>
<tr><td rowspan="3">藤沢
小学校</td><td>物置雨樋下⑦</td><td>0.04</td><td>0.05</td><td>片瀬
小学校</td><td>体育器具庫雨樋⑧</td><td>0.04</td><td>0.05</td></tr>
<tr><td>作業室雨樋下⑥</td><td>0.06</td><td>0.07</td><td rowspan="4">教育
文化
センター</td><td>玄関右縦樋下③</td><td>0.05</td><td>0.06</td></tr>
<tr><td>給食棟渡雨樋下④</td><td>0.03</td><td>0.05</td><td rowspan="2">大会議室東南角縦樋下⑨</td><td rowspan="2">0.05</td><td rowspan="2">0.05</td></tr>
<tr><td rowspan="2">湘南台
中学校</td><td>渡り雨樋①</td><td>0.07</td><td>0.08</td></tr>
<tr><td>渡り雨樋②</td><td>0.07</td><td>0.08</td><td>玄関左縦樋下⑫</td><td>0.06</td><td>0.07</td></tr>
</table>

※1　本市独自の基準値は地上 5 cm で 0.19 μSv/h 以下。環境省の基準値は 50 cm～1 m で 0.23 μSv/h 未満。この差は、自然放射線量（0.04 μSv/h）相当分。
※2　○数値は調査地点番号。
※3　他地区の結果については、本市 web サイトに掲載。
※4　東日本大震災から 10 年が経過し、公共施設等における空間放射線量の測定結果も基準値内におさまっていることを踏まえ、令和 2 年度から測定場所等を変更し、令和 4 年度をもって市内の市立小・中・特別支援学校、教育施設の放射線量の測定は終了。今回の小・中学校の測定は、過去に市の基準値を超え除染を実施した箇所について測定（測定は地上 5 cm のみ、測定値は 1 ヵ所を 5 回測定した平均値）。

⑤　保育園や幼稚園の空間放射線量の測定

令和４年度　保育園・幼稚園の空間放射線量測定結果

単位：μSv/h（マイクロシーベルト／時）

施設名	測定場所	測定値	施設名	測定場所	測定値
善行乳児保育園	縦樋下（ボイラー室）	0.044	大庭保育園	避難階段下	0.048
	埋設場所（園舎南側芝生）	0.034		埋設場所（非常階段下）	0.032
六会保育園	園舎東側敷地端	0.050	ふじがおか幼稚園	縦樋下（正面門扉右側）	0.034
	園舎東側通路	0.034		埋設場所（園舎裏）	0.040

※1　本市独自の基準値は地上 5 cm で 0.19 μSv/h 以下。環境省の基準値は 50 cm～1 m で 0.23 μSv/h 未満。この差は、自然放射線量（0.04 μSv/h）相当分。
※2　測定は地上 5 cm のみ、測定値は 1 ヵ所を 5 回測定した平均値。
※3　藤が岡保育園については、再整備に伴い、土壌が撹拌されたため測定を終了。また、一定期間にわたり、空間放射線量の測定結果が安定して基準値を下回っていることから、保育園・幼稚園の測定については、令和 4 年度をもって終了。

⑥　ごみの焼却灰に含まれる放射性物質濃度

一般廃棄物焼却施設（北部環境事業所及び石名坂環境事業所）から排出される焼却灰に含まれる放射性物質濃度を測定しています。

令和４年度　焼却灰の放射性物質濃度（北部環境事業所）　単位：Bq/kg

	ヨウ素-131		セシウム-134		セシウム-137		基準値
	最小値	最大値	最小値	最大値	最小値	最大値	
主灰 (乾土換算値)	不検出 (不検出)	不検出 (不検出)	不検出 (不検出)	不検出 (不検出)	不検出 (不検出)	9 (11)	8,000
飛灰 (乾土換算値)	不検出 (不検出)	不検出 (不検出)	不検出 (不検出)	不検出 (不検出)	28 (28)	42 (47)	8,000

※1　上段に直接測定値（採取したままの状態での濃度）、下段に乾土換算値（採取した検体乾燥させた固形物中の濃度）を記載。
※2　主灰とは、ごみを燃やした際の燃えがらのことで焼却炉から排出される灰を示す。
※3　飛灰とは、排ガス中に含まれる灰をろ過集じん機などで捕集したばいじんを示す。
※4　「不検出」とは、放射性物質濃度が定量下限値に満たない（定量できない）ことを表す。

令和４年度　焼却灰の放射性物質濃度（石名坂環境事業所）　単位：Bq/kg

	ヨウ素-131		セシウム-134		セシウム-137		基準値
	最小値	最大値	最小値	最大値	最小値	最大値	
飛灰 (乾土換算値)	不検出 (不検出)	不検出 (不検出)	不検出 (不検出)	不検出 (不検出)	16 (19)	28 (29)	8,000

※1　上段に直接測定値（採取したままの状態での濃度）、下段に乾土換算値（採取した検体乾燥させた固形物中の濃度）を記載。
※2　飛灰とは、排ガス中に含まれる灰をろ過集じん機などで捕集したばいじんを示す。
※3　石名坂環境事業所の焼却炉は、主灰は排出されない方式。
※4　「不検出」とは、放射性物質濃度が定量下限値に満たない（定量できない）ことを表す。

（３）放射性物質に関する知識の普及・啓発等

放射性物質に関する様々な情報がある中で、正しい情報を市民一人ひとりが理解することが大切です。本市では「ふじさわ環境フェア」等の環境イベントで放射性物質に関する知識について普及啓発しています。

６　景観の保全・形成

環境目標１－６
　藤沢ならではの景観が保全され、良好な景観が形成されていること

★　達成指標に対する本年度の状況　★

指標項目	概要	2020 年度 （改定時）	2021 年度 （参考）	2022 年度	2030 年度 （目標）
景観形成基準の達成	手続き対象行為に該当する、特別景観形成地区、景観形成地区及び大規模建築物等については、届出件数 79 件、認定件数３件、通知件数３件、計 85 件であり、全ての届出等が景観形成基準に適合する計画となりました。引き続き、対象行為が良好な景観形成に資する計画となるよう、事業者等との協議を継続します。	達成	達成	達成	達成※

※　2020 年度（令和２年度）時点で景観形成基準を達成しているため、達成状況を維持。

（１）都市景観の保全・形成

① 景観形成地区等の指定と市民主体の景観まちづくり活動への支援

魅力ある都市景観を形成していくには市民・事業者・行政それぞれの景観形成に対する理解と協力が重要です。景観形成への取組を地域内で重点的に進めていくための制度として、景観形成地区等の指定の制度があります。指定に当たっては、地域住民が景観形成協議会等の組織化を図り、自ら計画をまとめていくことを基本としています。景観形成協議会等の計画のとりまとめや合意形成に向けた活動に対し、専門家派遣や技術的援助、活動経費助成等の支援をしています。

「藤沢市都市景観条例」における指定地区

「都市景観条例」制定日　平成元年３月 31 日	
特別景観形成地区	江の島特別景観形成地区　（平成２年５月１日）
	湘南 C-X（シークロス）特別景観形成地区　（平成 18 年 11 月 28 日）
景観形成地区	サム・ジュ・モール景観形成地区　（平成５年６月１日）
	すばな通り地区景観形成地区　（平成９年９月１日）
	湘南辻堂景観形成地区　（平成 19 年１月 12 日） ※湘南通り景観形成地区及び辻堂熊ノ森景観形成地区を一体化
	ニコニコ自治会景観形成地区　（平成 24 年３月 30 日）
	湘南台景観形成地区　（平成 24 年３月 30 日）
	Fujisawa サステイナブル・スマートタウン景観形成地区　（平成 25 年５月 24 日）

② 景観形成地区･特別景観形成地区内における建築物等の新築･増築等に係る届出･認定

地区内の建築物・工作物の新築や増築等に際し、事業主体である市民や事業者から「景観法」に基づく届出又は認定申請を受け、景観形成基準に整合した事業計画となるように協議を行っています。

【江の島特別景観形成地区】

届出（認定）件数の推移　　　　　　　　単位：件

地区名＼年度	届出（認定）件数				
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
江の島特別景観形成地区	4	7	5	7	4
湘南C-X（シークロス）特別景観形成地区	1	0	1	0	1
サム・ジュ・モール景観形成地区	3	1	1	2	0
すばな通り地区景観形成地区	3	1	2	1	3
湘南辻堂景観形成地区	1	4	2	1	2
ニコニコ自治会景観形成地区	17	17	23	12	11
湘南台景観形成地区	2	4	6	5	6
Fujisawa サステイナブル・スマートタウン景観形成地区	33	0	1	0	6

③　大規模建築物等に対する届出

大規模建築物等の新築・増築等については、事業主体である市民・事業者から「景観法」に基づく届出を受け、建物などの敷地の利用に関わる配置のデザイン、道路・隣地との境界領域のデザイン、建築物等自体のデザインなどについて、調和のとれたゆとりある街並み形成となるよう、協議を行っています。

【藤沢駅南口周辺】

大規模建築物等の届出・通知件数　　　　　　単位：件

年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
大規模建築物等の届出	72	71	71	50	51
大規模建築物等の通知	9	6	8	4	1
計	81	77	79	54	52

④　都市景観アドバイザーによる助言

地域の都市景観の形成に対して先導的な役割を担う公共施設や、景観上重要な場所である主要駅周辺、国道134号沿線等の大規模建築物、景観形成地区内の建築物等のデザインについては、建築、都市デザイン、色彩計画、ランドスケープの専門家である都市景観アドバイザーによって、専門家の立場から助言・指導を行っています。

⑤　景観重要公共施設の指定

相模湾沿岸の良好な景観形成を関係市町と連携して推進するため、湘南海岸周辺及び江の島の公共施設を、「景観法」に基づく景観重要公共施設に指定しています。当該施設の整備や区域内の占用物件については、良好な景観形成に向けた協議を行っています。

景観重要公共施設

区　域	対 象 施 設
湘南海岸周辺	国道 134 号 湘南海岸公園（県立湘南海岸公園、鵠沼海浜公園、県立辻堂海浜公園） 藤沢海岸（藤沢海岸、湘南港海岸、国道 134 号自転車歩行者専用道路） 片瀬漁港
江の島	湘南港 湘南港臨港道路 県道 305 号（江ノ島） 市道片瀬 334 号線 市道片瀬 358 号線

⑥　民間宅地開発等に関する許可等

本市は、道路事業、下水道事業、土地区画整理事業などの公共事業により都市基盤整備を行い都市の骨格を形成する一方、民間による開発行為や建築行為などが活発に行われています。これらの行為に一定のルールを定め、それに従って開発が行われているかどうかをチェックする必要があります。このうち、開発行為に関して設けられた制度が昭和 44 年に施行された「都市計画法」に基づく開発許可制度です。市街化区域に当たっては開発区域の面積が 500 m^2 以上のものについて、市街化調整区域にあっては全ての開発行為について許可制度の対象として、市長が許可事務を行っています。

一方、土地利用をどのようにコントロールするかは、大きな課題です。その基準を定めているのが「都市計画法」及び「建築基準法」などですが、本市のように都市の成長が激しく、また土地の高度利用を要求される都市では、法のみによるチェックだけでは十分にコントロールができません。そこで、一定規模以上の開発行為や建築行為に対しては「藤沢市特定開発事業等に係る手続及び基準に関する条例（平成 21 年 7 月 1 日施行）」を定め、手続及び公共施設整備を義務付けています。

「藤沢市特定開発事業等に係る手続及び基準に関する条例」の申請件数　　単位：件

該当項目（令和 4 年度）			件数
特定開発事業	ア	開発行為(「都市計画法」第 4 条第 12 項に規定する開発行為)でその規模が 3,000 m^2 以上のもの	3
	イ	中高層建築物で、階数が 5 以上であるもの又は延べ面積が 3,000 m^2 以上の建築	21
	ウ	大規模建築物(大規模小売店舗でその用途に供する部分の床面積が 10,000 m^2 超)の建築	0
	エ	ホテル若しくは旅館、劇場、映画館若しくは演芸場又はキャバレー、遊技場、集会場その他これらに類する用途に供する建築物で 300 m^2 以上の建築	0
	特定開発事業合計		24
開発事業	ア	開発行為(「都市計画法」第 4 条第 12 項に規定する開発行為)でその規模が 500 m^2 以上のもの	52
	イ	中高層建築物(共同住宅で階数 3 以上かつ 24 戸以上であるもの又は共同住宅以外で階数 3 かつ延べ面積が 2,000 m^2 以上のもの)の建築	1
	ウ	特定建築物等(第 1･2 種低層住居専用地域･調整区域において階数 3 以上又は軒高 7 m 超のもの、前述以外の用途地域において高さが 10 m を超えるもの、工場その他公害の発生の恐れがあるもの、300 m^2 以上の倉庫、ホテル･遊技場等の用途に供するもの、又は高さ 15 m 超の工作物)の建築	25
	エ	特定共同住宅(住戸面積が 37 m^2 未満の住戸が 8 戸以上の共同住宅を含むもの)の建築	27
	オ	特定造成工事(3 m を超える崖を生ずるもの)	2
	カ	宅地造成工事(「宅地造成工事規制法」の許可を要するもの)	17
	開発事業合計		124
	総計		148

「藤沢市特定開発事業等に係る手続及び基準に関する条例」における
開発行為及び中高層建築物の過去５年の申請件数　　単位：件

年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
開発行為（500 m^2 以上）	79	59	61	51	55
中高層建築物	20	18	16	23	22
合　　計	99	77	77	74	77

⑦　「藤沢市風致地区条例」の制定

風致地区とは、都市の風致を維持するために定められる「都市計画法」に基づく地域地区です。本市には、史跡・名勝の江の島、湘南海岸及び閑静な住宅地の鵠沼、片瀬山、辻堂太平台等の良好な自然環境や景観のすぐれた地区がまだ多く残っています。「都市計画法」に基づき風致地区を 5 ヵ所指定し、これらの快適な都市環境を維持する努力を行っています。

「風致地区条例」とは、「都市計画法」に基づいて、風致地区内における建築物の建築や宅地の造成等について必要な規制を行い、都市の風致を維持することを目的として定めるものです。今までの「風致地区条例」は、昭和 45 年に神奈川県が制定したものであり、本市では、昭和 56 年から事務移譲を受け、許認可等の事務を行ってきました。

「風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令」の改正により、「風致地区条例」の制定権限が都道府県から市町村に移譲されたことを受け、平成 26 年 3 月に「藤沢市風致地区条例」を制定し、同年 10 月 1 日より運用を開始しました。

⑧　風致地区における許可

許可を受けなければならない行為は、

◇　建築物その他の工作物の新築、増築、改築、移転又は色彩の変更

◇　宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更

◇　水面の埋め立て又は干拓

◇　木竹の伐採

◇　土石の類の採取

◇　屋外における物件の堆積

となっています。

「藤沢市風致地区条例」では、風致地区内において建築物を建築する際に、建築物の高さ、建蔽率、屋根・外壁の色彩、壁面の後退、緑地の確保を総合的に規制することにより風致の維持を図り、安全で快適なまちづくりを目指しています。

許可申請件数年次推移　　単位：件

年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
風致地区許可申請件数	259	235	260	307	202

風致地区指定一覧表　　単位：ha

名称	指定年月日	面積	地域の特性
第1号 片瀬山風致地区	昭和36年3月17日	145.25	緑豊かな丘陵地 相模湾の眺望
第2号 江の島風致地区	昭和31年1月27日	26.20	史跡名勝地
第3号 鵠沼風致地区	昭和31年1月27日	138.44	良好な住宅地 境川沿いの水と緑の調和
第4号 湘南海岸風致地区	昭和31年1月27日	224.08	相模湾沿岸の砂丘 とクロマツ
第5号 太平台風致地区	昭和31年1月27日	50.07	丘陵地とクロマツの林
計		584.04	

⑨　都市景観に関する各種パンフレットの発行

以下の各種パンフレットを作成するなどして、都市景観に関する情報提供と啓発を進めています。

- 大規模建築物等の景観形成基準
- 江の島特別景観形成地区
- 湘南 C-X（シークロス）特別景観形成地区
- サム・ジュ・モール景観形成地区
- すばな通り地区景観形成地区
- 湘南辻堂景観形成地区
- 湘南台景観形成地区
- ニコニコ自治会景観形成地区
- Fujisawa サステイナブル・スマートタウン景観形成地区
- 色彩景観ガイドライン

⑩　都市景観市民団体の認定と支援

都市景観市民団体は、地域住民による地区の都市景観形成に寄与することを目的とした一定条件を満たす団体を本市が認定する制度です。良好な都市景観形成の活動を行う団体を市長が認定することで、市民による自主的な都市景観形成活動の支援をしていきます。

≪都市景観市民団体≫

- 鵠沼の緑と景観を守る会（平成 19 年 5 月 7 日認定）
- 藤倶楽部（平成 20 年 6 月 11 日認定）
- 鵠沼景観まちづくり会（平成 20 年 8 月 5 日認定）
- 善行雑学大学（平成 21 年 9 月 1 日認定）

７　文化的・歴史的資源の活用

環境目標１－７
文化的・歴史的資源の活用により、郷土意識が醸成されていること

★　達成指標に対する本年度の状況　★

指標項目	概要	2020 年度 （改定時）	2021 年度 （参考）	2022 年度	2030 年度 （目標）
市民共有の財産である本市所蔵の郷土資料の公開活用の充実	市民の共有の財産である本市所蔵の郷土資料や文化財等の公開活用については、コロナ禍ではありましたが、市民ギャラリーでの展示公開事業や「電子博物館みゆネットふじさわ」による情報提供などを実施し、一定の効果がありました。	継続	継続	継続	継続

（１）文化・歴史的資源の保全・活用

①　文化財の指定、調査、保存管理

ア　文化財総合調査

文化財総合調査の後を受け、平成 7 年度から社寺建築物の調査、平成 15 年度から旧藤沢宿歴史的建造物調査を実施しました。これらの調査の内容をもとに資料の整理を行っています。

イ　文化財緊急調査

新たな発見に伴って緊急調査を行います。

ウ　文化財保存・管理

現在、110 件の国・県・市指定の文化財、20 ヵ所 42 件の国登録有形文化財のほか、数多くの文化財があります。貴重な文化財は、所有者等の理解を得て指定等の措置をとり、適正な保存を図っています。

エ　文化財保護委員会

「藤沢市文化財保護条例」第 11 条に基づいて、文化財の保存・活用・郷土文化の発展を目的に文化財保護に関する諮問機関として設置しています。委員は 6 人です。

オ　文化財保護推進員

各地域にあって、文化財の現状を把握しつつ、地域の文化財の保護と活用を推進しています。推進員は 13 人です。

カ　本市指定文化財保存管理奨励交付金

「藤沢市指定重要文化財等保存管理奨励交付金交付要綱」に基づいて、指定文化財の維持管理及び後継者育成の一助となるよう交付するものです。

≪交付金の交付件数：83 件≫

②　埋蔵文化財の保護

ア　埋蔵文化財

約 360 ヵ所の埋蔵文化財包蔵地の所在が確認されています。諸開発に関する窓口照会事務及び埋蔵文化財保護を目的とした指導を実施しています。都市化の進展、開発事業に伴いこれらの文化財を保護するため事業者との調整を図り、県文化遺産課の指導のもと、確認調査や記録保存のための発掘調査を指導しています。

イ　埋蔵文化財確認調査

土木工事等に伴い失われる埋蔵文化財の代わりとして、記録保存のための発掘調査等を指導するため、周知の埋蔵文化財包蔵地を中心に、事前に確認調査を実施しています。

≪令和４年度の実績≫

確認調査　　　　2 m×2 m の試掘坑又は試掘溝を掘削し判断。

確認調査 55 件（うち本格調査指導 11 件、立会調査指導 40 件、慎重工事ほか 4 件）

ウ　南鍛冶山遺跡等発掘調査の資料整理

北部第二（二地区）土地区画整理事業に伴う南鍛冶山遺跡発掘調査終了後に、資料整理を開始したもので、事業継続中です。

エ　埋蔵文化財包蔵地資料整備事業

平成 10 年に「神奈川県埋蔵文化財包蔵地図藤沢市域版」を刊行し、更に包蔵地に関する資料を収集し、整理して資料のデータ化を行っています。

③　歴史的建造物の保全

ア　国登録有形文化財（建造物）

国登録有形文化財（建造物）は、「文化財保護法」に基づき、建築後 50 年を経過している建造物で、次のいずれかの基準に当てはまるものが対象になります。

- 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- 造形の規範となっているもの
- 再現することが容易でないもの

外観の保持が図られる一方、内装の改修などが可能で、使い続けることが前提となっています。

市内の国登録有形文化財（建造物）

名称	所在地	所有者又は管理者	登録年月日
岩本楼ローマ風呂	江の島 2-2-7	(有)岩本楼本館	平成 13 年 11 月 20 日
旧近藤邸	鵠沼東 8-1	藤沢市	平成 14 年 8 月 21 日
旧後藤医院鵠沼分院	鵠沼橘 1-1850-40	藤沢市	平成 22 年 9 月 10 日
桔梗屋　店蔵・主屋・文庫蔵	藤沢 1-751-1 ほか	藤沢市	平成 25 年 12 月 24 日
旧三觜八郎右衛門家住宅　主屋・門	羽鳥 3-1039-1	法人	平成 25 年 12 月 24 日
林家住宅主屋	鵠沼桜が岡	個人	平成 26 年 10 月 7 日
旧稲元屋呉服店　内蔵・一番蔵	本町	個人	平成 27 年 8 月 4 日
月山堂滴水庵　主屋・待合・大門	辻堂太平台	個人	平成 28 年 2 月 25 日
清浄光寺　本堂ほか　計 10 件	西富 1-208	清浄光寺	平成 28 年 2 月 25 日
関次商店　穀物蔵・肥料蔵	本町	個人	平成 28 年 2 月 25 日
旧越前屋雨谷商店店舗兼主屋	打戻 1119	盛岩寺	平成 29 年 5 月 2 日
旧石曽根商店店舗兼主屋	藤沢	個人	平成 29 年 10 月 27 日
尾日向家住宅洋館・和館	鵠沼松が岡	個人	平成 30 年 3 月 27 日
旧鈴木薬店店舗兼主屋	大鋸	個人	平成 30 年 3 月 27 日
有田家住宅　主屋・土蔵	大鋸 3-139-2 ほか	藤沢市	平成 31 年 3 月 29 日
玉屋本店店舗兼主屋	片瀬海岸	個人	令和 2 年 4 月 3 日
旧藤澤カントリー倶楽部クラブハウス（グリーンハウス）	善行 7 丁目 1-2	神奈川県	令和 3 年 2 月 26 日
福岡家住宅槖駝庵	辻堂	個人	令和 3 年 2 月 26 日
龍口寺　妙見堂ほか　計 4 件	片瀬 3 丁目 2822	龍口寺	令和 3 年 2 月 26 日
齋藤家住宅　主屋・石蔵・長屋門	本鵠沼	個人	令和 3 年 6 月 24 日

【国登録有形文化財・有田家住宅　主屋・土蔵】

④　藤沢市文化財ハイキングコース

「藤沢市文化財ハイキングコース」を 20 コース用意し、本市 web サイトで紹介しています。コースの見どころ、所要時間等を掲載して、市民の文化財めぐりに役立てています。こうした文化財ハイキングを通じて、文化財愛護精神の普及・啓発を図っています。

⑤　公開活用事業

藤沢の歴史に関する調査研究の成果や収集資料の一部を展示公開しています。ホームページ等の情報提供により、郷土の歴史に関する学習機会の確保を図っています。

ア　展示公開事業（市民ギャラリー）

令和４年度　実施事業（市民ギャラリー）

展示会名	会期	日数（日）	入室者数（人）
未来へつなぐ文化財　～文化財の修理報告展～	4月26日～6月5日	33	2,237
チョット昔の江の島みやげ・・・チョットだけヨ	6月14日～7月31日	48	3,824
まるごとこども！～藤沢市所蔵浮世絵と郷土資料から～	8月9日～10月10日	61	4,678
早出し！えとの郷土玩具（う・たつ・み）	10月19日～12月4日	46	2,901
藤沢トラフィック　Ver.2　モータリゼーション	12月13日～2月26日	66	3,628
「モノクロ絵巻」の世界	3月7日～5月7日	61	3,757

イ　ホームページ「電子博物館みゆネットふじさわ」による情報提供

≪令和４年度の実績≫

年間アクセス数　104,152件（総ページビュー）

⑥　文化財説明板等の維持・管理

本市指定文化財などの説明板等を設置し、市民の文化財巡りなどに役立てています。

⑦　文化財図書の刊行

文化財に関する調査成果は、『藤沢市文化財調査報告書』として刊行しています。令和4年度までに、第57集まで刊行しました。

また、『南鍛冶山遺跡発掘調査報告』、『藤沢市の文化財を訪ねて』、『藤沢市社寺建築物調査報告書』、『大地に刻まれた藤沢の歴史』（I～V）などの文化財に関する書籍を刊行し、有償で頒布しています。

⑧　小学生のための郷土資料講座

令和4年度は、次のとおり実施しました。

≪令和４年度の実績≫

実施校：延べ14校、50クラス

参加者：計1,468人